



令和 4 年度

神奈川県ニホンザル管理事業実施計画

令和 4 年 5 月

目 次

ページ

I 第4次計画における基本事項

1	基本的な考え方	1
2	計画の目標	1
3	管理の考え方	1
4	管理事業の進め方	2

II 令和3年度の事業実施状況

1	群れの管理	4
2	被害防除対策	6
3	生息環境整備	8
4	モニタリング	9
5	その他	14

III 令和4年度の事業実施計画

1	群れの管理	15
2	被害防除対策	23
3	生息環境整備	24
4	モニタリング	25
5	その他	26

IV 別冊 群れごとの実施計画

V 別冊 参考資料

I 第4次計画における基本事項

(第4次神奈川県ニホンザル管理計画：計画期間：平成29年4月1日～令和5年3月31日)

1 基本的な考え方

第3次計画に基づく取組みにより、地域個体群の維持や個体数の増加を防止するなどの取組みの成果があった一方、追い上げ先を設定した計画的な群れの追い上げや、群れの出没状況等に依じた個体数調整が行われず、農作物被害や生活被害等の軽減・根絶には至らなかった。

そこで、第4次計画では「各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理する」という考え方を新たに取り入れ、群れごとに計画的な追い上げや個体数調整を行うとともに、あわせて被害防除対策や生息環境整備を進めることにより、地域個体群の安定的な維持を図りつつ、サルと人との棲み分けを図る。

2 計画の目標

各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理するという考え方を新たに取り入れるとともに、第3次計画における「農作物被害の軽減」及び「生活被害・人身被害の根絶」の目標を引き継ぎ、次の3点を目標とする。

- 適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理
- 農作物被害の軽減
- 生活被害・人身被害の根絶

3 管理の考え方

鳥獣と人との棲み分けを図り、軋轢を解消して共存していく鳥獣被害対策の考え方に沿って、次のようにサルの管理を行う。

サルは群れ単位で行動する特性があることを踏まえ、群れごとに管理する必要がある。そこで、地域個体群を管理するために、各地域個体群について、全体の状況を考慮しながら各群れを適正な生息域に適正な規模で生息するよう管理する。そのための群れごとの追い上げ目標エリア、目標頭数、個体数調整の方法等について、群れが生息する市町村を中心に地域の関係者や県等を交えて協議した上で、年度ごとに作成する「神奈川県ニホンザル管理事業実施計画」（以下「事業実施計画」という。）で定める。事業実施計画に沿って、地域の関係者、市町村、県等が連携・協力して各群れの対策を実施する。

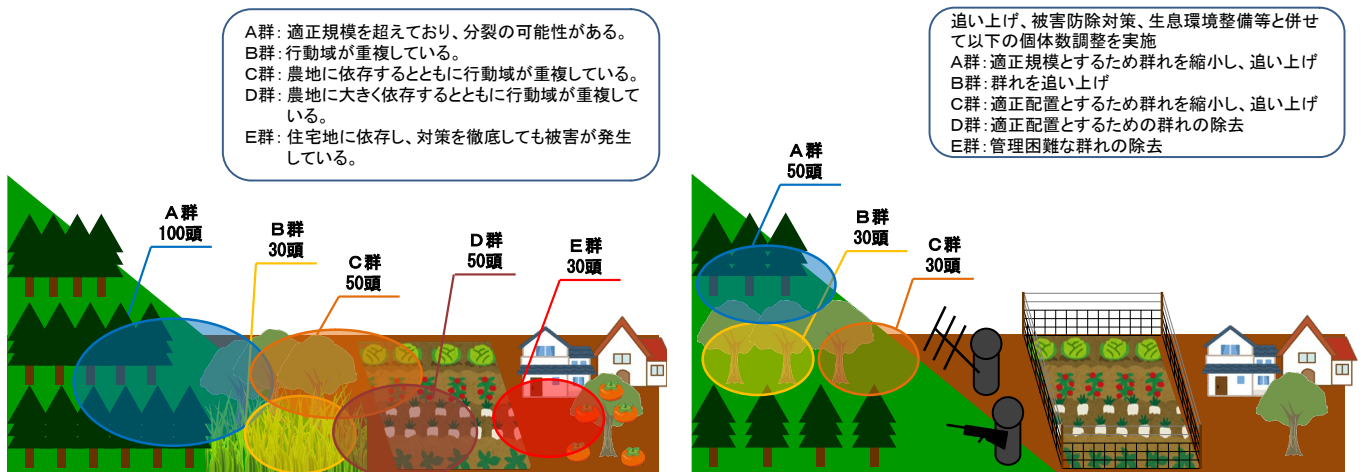
事業実施計画で目標頭数を定める際には、地域個体群の絶滅の危険性を考慮し、地域個体群の維持を図ることを基本とするとともに、群れの分裂及び分派を回避するため、これまでの県内における群れの分裂等の状況を踏まえ、群れの適正な規模として30頭から60頭を目安とする。

群れ管理の効果を十分に発揮させ、効果の持続を図るために集落環境整備や防護柵設置などを組み合わせた地域ぐるみの被害防除対策を徹底するとともに、森林整備を通じて生息環境整備を進める。

サルの生息状況や被害状況、対策の実施状況等を把握することにより、群れの状況や被害防除対策の効果等を把握し、次年度の事業実施計画に反映するとともに、必要に応じて計画及び事業を見直す。

<現 状>

<目 標>



4 管理事業の進め方

(1) 管理事業を組み合わせる実施

管理事業は、群れを適正な生息域に適正な規模で配置することを基本に、生息状況、被害状況、地域特性などに応じて、追い上げ及び個体数調整による群れ管理、被害防除対策、生息環境整備を効果的に組み合わせて行う。

特に、群れ管理のための追い上げ、被害防除対策のための集落環境整備や追い払い等については、地域が一体となって対策を進める。

(2) 事業実施計画の策定

県は、管理事業を円滑に推進するため、毎年度事業実施計画を次の手順により定める。

市町村は、各地域県政総合センターと協力して、群れ管理を含めた市町村における事業実施計画原案及び事業実施計画図案を作成する。

各地域鳥獣対策協議会は、作成された各市町村の事業実施計画原案等に基づいて、市町村や農業者団体を通じて住民の意見を取り入れながら、地域の事業実施計画案を作成する。

県は、さらにそれを取りまとめ、神奈川県鳥獣総合対策協議会での検討と協議を経て、県全体の事業実施計画を策定する。

県は、市町村と連携して生息状況、被害状況及び対策状況のモニタリングを行い、その結果を市町村等の関係機関と共有するとともに、モニタリング結果等に基づいて管理事業の効果を評価し、次年度の事業実施計画に反映する。

(3) 実施体制

ア 県の取組み

県は、地域鳥獣対策協議会を通じて地域における群れ管理を含む事業実施計画案の作成を調整するとともに、市町村と連携して事業実施計画の進行管理及び生息状況、被害状況、対策状況のモニタリング等を行い、それに基づき管理事業の効果検証等を行う。

管理事業を効果的に進めるため、各地域県政総合センターに設置した地域鳥獣対策協議会を通じて広域的な連携・調整を図る。

また、地域ぐるみの対策を継続的・計画的に推進できるよう、専門職員をかながわ鳥獣被害対策支援センター（以下「支援センター」という。）に配置し、広域的・専門的な観点から、

市町村や農業者団体、農業者等に対して、被害防除対策に関する最新の知見や対策手法に関する情報提供、地域の実情に応じた対策の提案、技術的支援等を行うとともに、環境部門と農政部門が連携して地域ぐるみの取組みを支援する。

また、地域による対策が非常に困難な場合は、県は、市町村と連携して地域の実態を踏まえて対策を強化する。

イ 市町村の取組み

市町村は、追い上げ・個体数調整による群れ管理、被害防除対策、生息環境整備等を組み合わせ、市町村における事業実施計画原案及び事業実施計画図案を作成し、神奈川県鳥獣総合対策協議会での協議を経て策定された事業実施計画に基づいて管理事業を推進する。

また、県と連携してサルの出没や地域の被害状況、対策状況を把握し、県に報告するとともに、把握した情報を地域における追い上げ・個体数調整、被害防除対策等に活用する。

さらに、地域全体の被害を軽減するため、必要に応じて県と協力しながら、住民や農業者に対して効果的な対策に関する情報提供や技術指導を行い、地域ぐるみの対策を支援する。

ウ 地域ぐるみの取組み

追い上げや被害防除対策の実施に当たっては、地域の関係者が地域のサルに関する問題や目標を共有し、その地域の被害実態やサルの群れの特性に合った対策を地域が主体となって実施することが効果的である。そのため、地域の住民や農業者、市町村、農業者団体、狩猟者団体などが連携・協力し、地域ぐるみで継続的に対策に取り組む。

市町村、県及び農業者団体等は、地域ぐるみの取組みを実施するに当たって、地域に対策技術や知識が蓄積し、取組みが自立的に行われるよう、住民等を中心に群れ管理のための追い上げや集落環境整備などの被害防除対策を実施する体制作りを支援する。

エ 関係都県との連携

一部の地域個体群及び地域個体群を構成する群れは、行動域が行政界にまたがることから、県及び市町村は、関係都県及び隣接する市町村と、生息状況、被害状況、捕獲状況及び被害防除対策の実施状況などについて情報交換を行うとともに、管理事業の効果的な実施に向けて連携を図る。

オ 神奈川県鳥獣総合対策協議会

学識経験者や関係団体等で構成する神奈川県鳥獣総合対策協議会において、事業実施計画の内容について合意形成を図るとともに、必要な検討、助言及び評価を行う。

事業実施計画の検討、評価等に当たって、神奈川県鳥獣総合対策協議会サル対策専門部会は、モニタリング等の結果をもとに生息状況や管理事業の検討、評価等を行う。

また、ニホンザル管理検討委員会は、事業実施状況及びモニタリングのデータをもとに科学的な検討を行う。

Ⅱ 令和3年度の事業実施状況

第4次神奈川県ニホンザル管理計画（平成29年3月策定）及び、令和3年度神奈川県ニホンザル管理事業実施計画（令和3年5月策定）に基づき、令和3年度の事業を次のとおり実施した。

1 群れの管理

（1）群れ管理の計画に基づく取組み実施

地域個体群を安定的に維持しつつ、群れを適正な生息域と規模で管理するため、群れごとに個体数調整、追い上げの取組みを実施した。

ア 西湘地域個体群

- ・ 人の生活圏への出没頻度の低下及び生活被害と人身被害の未然防止を図るため、追い上げ、個体数調整、被害防除対策を総合的に推進した。
- ・ 地域個体群の維持を図りつつ、群れ管理の一環として、群れの規模の維持又は縮小を図る個体数調整を実施した。
- ・ 小田原市片浦地区の住民間において、SNS（LINE）を活用したサル出没情報のリアルタイム共有を行った。
- ・ 静岡県、熱海市及び湯河原町との連絡会議を書面開催し、群れの状況や対策の実施状況等について情報共有を行った。
- ・ H群について、市がICTの大型捕獲わなを導入した。導入に当たり設置場所の選定などについて、県が支援を行った。
- ・ T1群について、令和2年度の県による加害個体捕獲後の群れの動向を踏まえ、市街地出没の原因と傾向について委託業務による分析を行った。
- ・ 県を中心に、自動撮影カメラによる監視を行い、加害個体の特定や群れの行動把握を行った。

イ 丹沢地域個体群

- ・ 群れの行動域の重複を解消し、追い上げなどの管理事業を効果的に進めるために、目標頭数、目標年度を群れ別に定め個体数調整を実施した。
- ・ 行動域が行政界をまたがる群れについては、追い上げ方向等を予め調整するなど、隣接市町村で連携して追い上げに取り組んだ。また、日向群について、関係市と県が参加して追い払い研修を実施した。
- ・ 農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採など誘引要因の除去に取り組んだ。

ウ 南秋川地域個体群

- ・ 追い上げ及び追い払いを効果的に進めるための個体数調整を実施した。
- ・ 農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採など誘引要因の除去に取り組んだ。
- ・ 相模原市緑区吉野、澤井、佐野川地区の自治会が中心となり、鳥獣対策連絡協議会を設立し、市や県も交え、対策について協議を行った。また、市はICTの大型捕獲わなの導入等、対策を強化した。
- ・ 隣接都県との行政界をまたがった群れについて、上野原市や八王子市と適宜、情報共有を行った。

(2) 個体数調整

令和3年度は、適正規模とするための群れの縮小・維持、適正配置とするための群れの縮小・除去、管理困難な群れの除去を目的として、次のとおり個体数調整を実施した。

丹沢地域個体群では、片原群について、目撃情報や被害報告がなかったことから、群れが除去されたものと判断した。

南秋川地域個体群では、K2群について、令和4年1月16日に発信器個体が捕獲され、相模原市内で残りの個体が確認されなくなったため、群れが除去されたものと判断した。

表1 個体数調整の実施結果

目的	地域 個体群	群れ・集団名	R3 計画数	捕獲数等 (注1)	放獣数 (外数)
適正規模とするための 群れの縮小・維持	西湘	T1群	2	2(2)	10
	丹沢	ダムサイト群	2	0	
		川弟B群	0	0	
		川弟B1群	5	0	
		半原群	15	0	
		鐘ヶ嶽群	0	0	
		日向群	9	5	1
	南秋川	K1群	9	1【20】	3
		K4群	33	33	8
	小計			75	43(3)【20】
適正配置とするための 群れの縮小	丹沢	川弟A群	36	13	1
	小計		36	13	1
適正配置とするための 群れの除去	丹沢	ダムサイト 分裂群	5(注2)	0(1)	
		片原群	3(注2)	0	
		経ヶ岳群	5(注2)	3	
	南秋川	K2群	6(注2)	7	
	小計		19	10(1)	0
管理困難な群れの除去	西湘	H群	16(注2)	4(1)	
	小計		16	4(1)	0
その他	西湘	P1群	-	0	
	小計		-	0	0
合計			146	70(5)【20】	25
加害個体(ハナレ含)捕獲	西湘	T1群		1	
	丹沢	ダムサイト群		1	
	小計			2	

注1) 表中()は交通事故数、自然死亡数で外数、【 】は上野原市の捕獲数で外数。

注2) 上記頭数の他、令和2年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も個体数調整の対象とした。

令和3年度にはこわな以外の手法で捕獲に取り組んだ群れは以下のとおり。

表2 令和3年度はこわな以外の個体数調整の手法と対象群

銃器捕獲	H群、ダムサイト分裂群、川弟B群、川弟A群、川弟B1、片原群、経ヶ岳群、日向群、K1群、K2群、K4群
麻酔銃捕獲	ダムサイト分裂群、川弟B群、川弟B1、片原群、経ヶ岳群、K1群、K2群、K4群
囲いわな捕獲	H群、ダムサイト分裂群、川弟B群、川弟B1群、片原群、経ヶ岳群、K1群、K2群、K4群
ICTわな捕獲	ダムサイト分裂群、川弟B群、川弟B1群、経ヶ岳群、日向群、K1群、K2群、K4群
その他	くくりわな：経ヶ岳群、K2群

(3) 追い上げ

各地域個体群で追い上げ目標エリアに向けて、市町村の実施隊、鳥獣被害防止対策協議会の追い払い隊、地域住民等により追い上げを行うこととしていたが、技術的、人力的制約から、効果的な追い上げができていない状況である。

2 被害防除対策

(1) 集落環境整備

県内各地で集落環境の調査や緩衝帯の整備等が行われるとともに、農作物を早期に収穫することや野菜の残渣を埋設することなど、農地や人家周辺の誘引要因を除去すること等について、市町村等を中心として啓発を行った。

ア 西湘地域

市町では、未収穫農作物や廃棄作物など誘引物の適正な処理の啓発活動を行うとともに、餌付けの禁止の周知に取り組んだ。

イ 丹沢地域

市町村において、農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について啓発を行った。秦野市、伊勢原市とも、未収穫農作物や廃棄作物の処理に関しての啓発活動を継続した。また、観光客が安易にサルに対しエサを与えないための啓発用看板の設置や誘引物の除去に取り組んだ。

ウ 南秋川地域

相模原市では放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発を行った。

(2) 農地への防護柵の設置

市町村等が、農業者による電気柵等の設置を補助した。

ア 西湘地域

一部の農地でサル用電気柵や防護ネットが設置されているが、普及は進んでいない。かながわ西湘農業協同組合や市町村にて個人の設置する柵に対する補助を行った。

イ 丹沢地域

各市町村において、個人の設置する柵に対する補助を行った。

伊勢原市では鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、高部屋地区で5ヶ所1,280m、市町村事業推進交付金を活用し、高部屋地区で4ヶ所、大山地区で1ヶ所、農地を囲う侵入防止柵を設置した。

柵を設置した農地では被害の減少が見られたが、未設置の農地に被害が集中しているところもあった。

ウ 南秋川地域

相模原市にて防護柵設置費用の一部補助を行った。

(3) 追い払い

地域の住民、市町村等が実施主体となり、連携して追い払いを実施した。

一部の市町村では群れの位置情報を住民へ提供する施策を継続した。厚木市や小田原市、秦野市では市ホームページで前日の泊り場等の位置情報を公開した。伊勢原市は希望者に群れの位置情報をメールで提供した。

秦野市と伊勢原市では、両市にまたがり生息する日向群の追い払いを円滑に行うため、追い払い方法などを現地にて調整した。

(4) 加害個体捕獲

令和4年3月31日現在、西湘地域で6頭、丹沢地域で3頭を認定しており、加害個体として2頭の捕獲があった。

はこわなでの捕獲が困難であり、加害認定はしたものの捕獲が進んでいない状況である。

3 生息環境整備

ニホンザルの行動域周辺の地域で、県及び市町村が水源の森林づくり事業等で、ニホンザルの生息環境の改善にも資する人工林の間伐・枝打、植生保護柵設置等の森林整備を行った。

令和2年度の森林整備の実施状況を表3に示す。

表3 ニホンザル行動域周辺での森林整備の実績（令和2年度）

大流域名	森林整備面積（ha）			
	水源の森林づくり （県確保分）	県有林 整備	承継分収林 整備	計
世附川				
中川川上流		12.07		12.07
丹沢湖			28.18	28.18
丹沢中央				
神ノ川				
丹沢南麓				
早戸川				
中津川		0.92	9.88	10.80
大山・秦野			11.63	11.63
愛川				
津久井				
厚木				
清川				
宮ヶ瀬湖			32.22	32.22
津久井				
神ノ川				
秦野				
伊勢原				
中川川上流				
世附川				
松田			7.11	7.11
山北			14.26	14.26
小計	487.98	12.99	103.28	604.25
相模原市			22.01	22.01
小田原市		39.10	32.98	72.08
箱根町		5.05		5.05
南足柄市			40.65	40.65
湯河原町				
小計	323.64	44.15	95.64	463.43
計	811.62	57.14	198.92	1067.68

4 モニタリング

令和3年度に県が実施した生息状況調査（群れ数、個体数、行動域）の結果は、次のとおりであった。

(1) 生息状況調査

ア 群れ数、個体数

令和3年8月から9月を中心に聞き取りを含む調査を実施し、確認した群れは計18であった。

表4 群れごとの個体数の推移

(単位：頭)

地域 個体 群名	群れ・ 集団名	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	備考
西湘	S群	22	25	22	20	18	17	5	2	2		
	H群	45	45	42	44	47	35	31	27	19	12	
	P1群	9	12	13	5	5	5	2	1	1	1	
	T1群	31	32	33	34	36	28	28	30	24	23	
	T2群											
	和田山 集団	3	—	—	3	2						
	小計	110	114	110	106	108	85	66	60	46	36	
丹沢	ダムサイト 分裂群	25	19	20	15	20	20	19	6	9	5	
	ダムサイト群	16	17	12	12	14	11	14	20	17	17	
	川弟B1群									50	45	川弟B群からの分派により令和2年度に新たに確認された。
	川弟B群	59	59	64	63	68	60	74	26	25	29	
	川弟A群	56	53	57	56	57	63	67	66	70	72	
	半原群	20	23	22	36	36	45	31	34	47	51	
	片原群	25	31	26	24	16	16	18	12	3	—	令和3年度はカウント調査実施せず
	鐘ヶ嶽群					26	24	20	24	21	31	
	鷹尾群	89	90	92	58	46	42	19				平成31年4月に除去が完了し消滅
	経ヶ岳群	46	45	54	32	39	34	27	11	5	5	
	煤ヶ谷群	52	51	47	41	38	47	28	3	3		令和2年度は厚木市からの聴取
	日向群	67	65	52	48	38	36	35	32	30	34	令和3年度はシミュレーション値
	高森集団	5	3	3	3	3						平成27、28年度は伊勢原市から聴取 平成29年度は確認情報なし 平成29年度までに消滅としたものと扱う
	子易群	23	16	13	11	10	10					平成30年2月に除去が完了し消滅
	大山群	50	54	45	49	32	31	14	9			令和2年7月に除去が完了し消滅
丹沢湖群	25	27	28	24	29	33	28	40	31	22		
	小計	558	553	535	472	472	472	394	283	311	311	
南秋川	K1群	107	104	96	91	94	89	79	73	72	67	
	K2群	93	87	81	70	65	49	61	29	6	—	令和3年度はカウント調査実施せず
	K3群	93	89	74	81	82	83	81	73	26		
	K4群	56	50	53	45	51	61	47	51	52	63	
	川井野群				81	80	—	19	—	90	109	平成29年度、令和元年度は神奈川県側の利用が少なく、個体数カウントが実施できなかった。
	小計	349	330	304	368	372	282	287	226	246	239	
	合計	1017	997	949	946	952	839	747	569	603	586	

イ 行動域調査

各群れについて、ラジオ・テレメトリー法及びGPS発信器により行動域調査を実施した。行動域及び近年の変化は次のとおりであった。

図2 令和3年度各群れの行動域

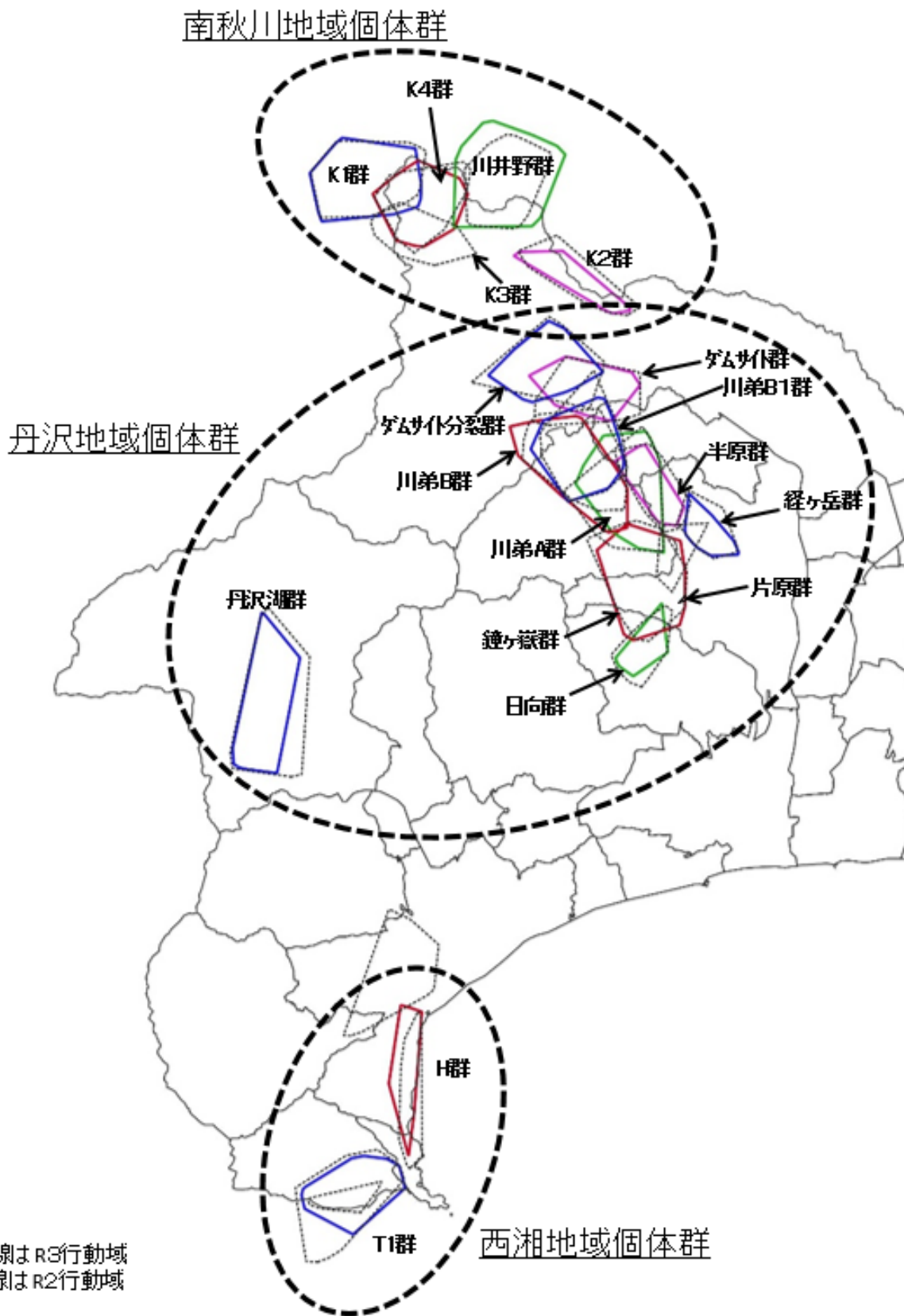


表5 各群れの令和2年度と令和3年度の行動域に関する比較

一部、特筆事項については備考として記入した。

	群れ名称	傾向	備考
西 湘	H群	昨年度と同様に海岸沿いの低標高地を集中的に利用していた。	
	P1群	発信器が脱落したため行動域の詳細は不明であるが、時折T1群と行動を共にしているところが目撃されている。	
	T1群	熱海市内の利用が大きく減り、行動域は縮小した。	
丹 沢	ダムサイト分裂群	行動域は今年度もまた縮小した。昨年度末の頭数は5頭であり、群れの除去完了が近い群れである。	
	ダムサイト群	行動域は縮小し、川弟B1群との行動域重複が少なくなった。	
	川弟B群	宮ヶ瀬湖の東側の利用が減り、西側の利用が増えた。	
	川弟B1群	昨年度と行動域はほとんど変わらず、季節的な行動の変化もみられなかった。	
	川弟A群	行動域は北にやや拡大し、南西部が縮小した。	
	半原群	GPS首輪の測位が停止が影響した可能性はあるが、行動域は縮小したようである。行動域のほとんどは山林内で、集落におりてくる機会は少なかった。	
	片原群	7月中旬に発信器が脱落したため、行動域については不明である。昨年度末の頭数は3頭であり、群れの除去完了が近い群れである。目撃情報もなく群れが除去されたとの扱いとなっている。	目撃情報や被害報告がないため、群れの除去が完了したと判断した。
	鐘ヶ嶽群	行動域に大きな変化はなかった。	
	経ヶ岳群	個体数は昨年度と同様に5頭であり、群れの除去完了が近い群れである。そのためか、行動域は縮小していた。	
	日向群	昨年度は行動域が南側にやや拡大したが、今年度は令和元年度以前と同じになった。	
丹沢湖群	行動域の北部と東部の利用が減り、行動域面積は縮小した。		
南 秋 川	K1群	行動域に大きな変化はなく、あいかわらず山梨県側の利用が多い。	
	K2群	10月から11月にかけて八王子市北部にいたことが確認された。11月下旬以降少なくとも1頭が津久井湖北岸のものの行動域に戻ったが、令和4年1月に1頭が捕獲され、以降目撃が無いことから、除去完了となった。	令和4年1月16日に発信器個体が捕獲され、相模原市内で残りの個体が確認されなくなったため、群れの除去が完了したと判断した。
	K4群	今年度の行動域は昨年度よりもやや行動域東部が縮小し、これは川井野群の行動域拡大が影響している。	
	川井野群	主に八王子市内を利用する群れで、東側、西側、北側で拡大し、行動域がひと回り大きくなった。	

ウ 捕獲個体分析

個体数調整を行う群れ等について、今後の群れ管理に寄与するため、捕獲個体の身体状況、繁殖状況、栄養状態、被害防除対策、集落環境整備等の対策の効果を把握し、カウント調査等による群れの性年齢別の頭数構成の把握が妥当であるか検証するため個体分析を行った。これらの群れの捕獲個体は原則として研究機関へ搬送し、捕獲個体の外部計測、妊娠、栄養状態の把握及び記録の確認を行った。

表6 個体分析対象個体

(単位：頭)

年齢区分	群れ名	性	K1	K2	K3	K4	ダムサイト	ダム分	経ヶ岳	川弟A	日向	煤ヶ谷	合計
アカンボウ		オス				2				1			3
		メス				6							6
コドモ		オス		1		10				2	2		15
		メス		2		7		1		2			12
ワカモノ		オス	1			1				1	1		4
		メス		1		3				2			6
オトナ		オス							1	2		1	4
		メス		4	1	4	1		1	3			14
合計			1	8	1	33	1	1	2	13	3	1	64

(2) 被害状況調査

農作物の被害は、減少傾向にあるが、生活・人身被害は増加傾向にある。また、農業被害について、十分な補償制度がないことや効果的な対策が実施されないとの理由により、被害報告を申告しない農業者が多いなどの課題もある。

ア 農作物被害

農作物被害は、次のとおり発生している。

表7 農作物被害

[上段：被害面積 (ha)、下段：被害額 (千円)]

地域 個体群名	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3 (注1)
西湘	0.9	0.3	8.2	0.8	1.4	0.6	0.8	1.1	0.2	0.05
	2,100	773	3,034	250	3,328	2,069	2,660	4,144	936	457
丹沢	23.1	16.2	15.7	4.7	4.0	2.2	1.8	0.9	0.2	0.1
	26,413	13,554	19,536	4,057	4,961	1,747	6,429	4,121	804	198
南秋川	0	0	1.3	0.2	0.8	0.7	0.4	0.1	0	0.1
	0	0	2,638	453	4,100	2,624	1,200	403	36	188
合計	24.0	16.5	25.2	5.8	6.2	3.5	3.0	2.1	0.4	0.25
	28,513	14,327	25,208	4,759	12,390	6,441	10,289	8,668	1,573	843

注1) 西湘地域個体群は令和3年度第3四半期まで、それ以外は令和3年度第2四半期までの速報値。

イ 自家用農作物被害

家庭菜園等の自家用作物の被害は、次のとおり発生している。

表 8 自家用農作物の被害面積

(単位：ha)

地域 個体群名	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3 (速報値) (注1)
西湘	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
丹沢	6.74	3.49	3.81	1.14	1.86	0.74	1.16	1.27	0.25	0.05
南秋川	5.52	0.52	6.07	2.52	4.20	1.65	0.92	1.81	0	0.13
合計	12.26	4.02	9.88	3.65	6.06	2.39	2.08	3.08	0.25	0.18

注1) 令和3年度第2四半期までの速報値

ウ 生活被害・人身被害

追い払い等の対策を実施しているものの、サルによる生活被害（屋外の物品等の損傷、屋内の物品略奪、人家侵入、生活上の脅威、騒音）や人身被害（傷害、飛びかかる等の威嚇）は、依然として発生している。

表 9 生活被害・人身被害

(単位：件)

地域 個体群名	区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3 (速報値) (注1)
西湘	生活被害	444	428	420	372	412	173	236	248	317	379
	人身被害	2	9	10	14	5	6	14	13	13	7
	小計	446	437	430	386	417	179	250	261	330	386
丹沢	生活被害	196	142	235	310	230	134	80	55	68	19
	人身被害	6	5	0	2	1	4	12	1	1	1
	小計	202	147	235	312	231	138	92	56	69	20
南秋川	生活被害	35	69	65	41	99	56	34	57	8	5
	人身被害	1	1	0	0	0	0	0	3	0	0
	小計	36	70	65	41	99	56	34	60	8	5
合計	生活被害	675	639	720	723	741	363	350	360	393	403
	人身被害	9	15	10	16	6	10	26	17	14	8
	小計	684	654	730	739	747	373	376	377	407	411

注1) 西湘地域個体群は令和3年度第3四半期まで、それ以外は令和3年度第2四半期までの速報値

5 その他

(1) 広域連携による対策実施の推進

行動域が複数市町村や隣接都県にわたる加害群に対しては、関係機関の連携が有効であることから、関係機関による情報交換を行い、連携した取組みの検討を行った。

湯河原町及び熱海市を行動域とするニホンザル被害対策連絡会議において、引き続き情報交換をしていくことで一致した。

また、上野原市や八王子市と適宜、情報共有を行った。

表 10 広域的に情報交換を行う会議等

地域 個体群	対象群	会議等の名称	関係機関
西湘	T 1 群 P 1 群	湯河原町及び熱海市を 行動域とするニホンザ ル被害対策連絡会議	神奈川県：(市町村)湯河原町、(県)県西地域 県政総合センター、自然環境保全課 静岡県：(市町村)熱海市、(県)東部農林事務 所、自然保護課
丹沢	日向群	秦野・伊勢原ニホンザ ル広域対策協議会	(市町村)秦野市、伊勢原市 (関係団体)秦野市農業協同組合、湘南農業協同 組合
南秋川	K 1 群 K 4 群 川井野群	東京都、山梨県及び神 奈川県域に生息するニ ホンザルに関する対策 会議	神奈川県：(市町村)相模原市、(県)県央地域 県政総合センター、自然環境保全課 山梨県：(県)みどり自然課、 (市町村)上野原市 東京都：(都)食料安全課、農業振興事務所 (市町村)八王子市、檜原村

Ⅲ 令和4年度の事業実施計画

第4次神奈川県ニホンザル管理計画（平成29年3月策定）に基づき、現在確認されている16群に対して、各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理するという考え方により、令和4年度の事業実施計画を次のとおり定める。

1 群れの管理

(1) 群れ管理の計画

地域個体群を安定的に維持しつつ、群れを適正な生息域と規模で管理するため、群れごとの目標頭数、個体数調整の目的、追い上げ目標エリア等を次のとおり定める。

ア 西湘地域個体群

(ア) 全般

<個体群管理の視点>

地域個体群全体の個体数は近年減少傾向にあり、「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」において、分布の分断が見られる孤立した個体群であることから、遺伝的多様性を保つためには貴重な地域個体群と考えられ、「絶滅のおそれのある地域個体群」と位置付けられている。今後、地域個体群の維持が図れない可能性があるため、配慮が必要である。



西湘地域個体群については、引き続き維持を図っていくことを原則とする。

- ・人の生活圏への出没頻度の低下及び生活被害と人身被害の未然防止を図るため、追い上げ、個体数調整、被害防除対策を総合的に推進する。
- ・住民、市町、県等の連携体制を整備し、住宅地や農地などサルとの棲み分けを図る場所での追い払いを徹底するとともに、計画的な追い上げを実施する。
- ・群れ管理の一環として、群れの規模の維持又は縮小を図る個体数調整を実施する。



<被害軽減の視点>

個体数に比して被害は大きく、果樹等への農作物被害が発生しており、特に生活被害及び人身被害は大きなものとなっているため、被害の軽減・根絶を図っていく必要がある。



H群に係る「管理困難な群れ」としての取扱いについて

- ・小田原市早川、片浦地区を中心に行動するH群については行動域が住宅地に及び、これまで約40年間にわたり、地域の農業者や追い払い隊、住民等が追い払いや追い上げ、捕獲、防護柵の設置等を行い、被害対策をしてきたが、農業被害のみならず、近年では、生活被害が多発し、人身被害も発生している。
- ・H群の適切な管理には、①銃器等により加害個体を速やかに捕獲し、群れの加害性を低減させる。②追い払い等への銃器の活用により群れを住宅地に近づかせない。等の徹底も検討すべきところであるが、行動域に住宅や線路、防風林等の障害が多いことで、銃器を用いた対策を行うことが難しい状況であり、この対策の遅延により加害性がさらに増すことが想定される。

- ・小田原市が地域住民に対し、令和2年度に実施したアンケートの結果、生活・人身被害や農業被害は極めて深刻な状況であり、その被害の多くは、「第4次神奈川県ニホンザル管理計画におけるニホンザルの取り扱い（技術的事項）」に定める加害個体の認定要件では、加害個体として認定されない被害レベルであることから、加害個体の捕獲だけでは、被害感が減少しないと考えられる。



上記の視点（個体数管理・被害軽減）を総合的に判断したうえで、令和4年度から以下のとおり取り組んでいく。

H群を「管理困難な群れ」として全頭除去を目標に捕獲を実施

なお、H群の除去と併せて、次の取組を強化していく。

T1群に係る「適正規模群れ 縮小・維持」に向けた取組みの重点化

- ・令和2年度に実施した県による加害個体捕獲の成果及び課題の検証結果を今後の対策に活用する。
- ・追い上げや加害個体の捕獲を行いながら管理を継続しつつ、被害状況等の動向を注視していく。
- ・県は、自動撮影カメラを用いた加害個体の把握や、銃器を用いた特定個体の捕獲の際の技術支援など、群れの加害性の低下に向けた取組みを行う。
- ・県は、追い上げや追い払いについて技術支援を継続するとともに、学識者やNPOなどの協力も得ながら、効果的な追い上げ手法や新たな対策の担い手の確保を検討するなど、適正な群れの縮小・維持に取り組む。

第5次計画の策定に向けた西湘地域個体群の分析・検討

- ・西湘地域個体群の維持については、隣接する静岡県と連携し、同一個体群の生息状況等の情報共有を引き続き継続するとともに、国の動向等も踏まえて、第5次管理計画の策定に向け「地域個体群」の定義やあり方などを多角的に分析していく。

(イ) 西湘地域個体群の群れ管理計画の概要

西湘地域個体群の各群れ管理計画の概要は表 11 のとおりである。

表 11 西湘地域個体群の群れ管理計画の概要

群れ名	関係市町村	カウント頭数 (注1)	カウント後捕獲数等 (注2)	各群れの管理の考え方	目標頭数	個体数調整目的 (R4)	R4捕獲計画数	捕獲方法	追い上げ先目標エリア
H	小田原市 真鶴町	12	4(1)	除去	0	管理困難な群れの除去	7 (注3)	はこわな銃器 ICTわな	—
T1	湯河原町 真鶴町 (注5)	23	2	生息域、規模を管理 (注4)	25	適正規模群れ縮小・維持	0	はこわな	天照山周辺
P1	湯河原町 (注5)	1	—	被害地の出没減	—	—	—		—
合計		36	6(1)		25		8		

注1) カウント頭数は令和3年度生息状況調査による確認頭数で、西湘地域個体群は令和3年8月～9月に実施。また、P1群についてはカウント調査を実施していないため、令和2年度生息状況による確認頭数。

注2) カウント調査後から令和4年3月末までの捕獲数等で群れ内の加害個体として処分した数を含む。()は交通事故死数または自然死数で外数。

注3) 令和3年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も個体数調整の対象とする。

注4) H群が除去された後、その行動域にT1群が侵入しないよう追い払い、防護柵の維持管理を行う。

注5) 群れの行動域が静岡県にまたがる。

イ 丹沢地域個体群

(ア) 全般

丹沢山麓に10程度の群れが密集した状態で生息しており、ほとんどの群れの行動域は重複し、追い上げが困難な状態となっていることから、主に「行動域の重複解消と適正な生息域への移動を通じた被害の軽減、根絶」を目指し、次の事項に重点的に取り組む。

- ・ 行動域の重なり度合い、追い上げの難しさ、住宅地や農地への依存状況等を踏まえ、適正な群れ配置、群れ数及び各群れの規模を検討し、追い上げ目標エリア等を定める。
- ・ 群れの行動域の重複を解消し、追い上げなどの管理事業を効果的に進めるために、目標頭数を群れ別に定めて個体数調整を実施する。
- ・ 行動域が行政界をまたがる群れについて、隣接市町村と連携して追い上げに取り組む。
- ・ 農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採など誘引要因の除去などによって、出没地点の減少及び被害の未然防止につなげる。

(イ) 丹沢地域個体群の群れ管理計画の概要

丹沢地域個体群の各群れ管理計画の概要は表 12 のとおりである。

表 12 丹沢地域個体群の群れ管理計画の概要

群れ名	関係市町村	カウント頭数 (注1)	カウント後捕獲数等 (注2)	各群れの管理の考え方	目標頭数	個体数調整目的 (R4)	R4捕獲計画数	捕獲方法	追い上げ先目標エリア
ダムサイト	相模原市 愛川町	17	0	生息域、規模を管理	-	適正規模群れ縮小・維持	2	はこわな	南山方面
ダムサイト分裂	相模原市	5	0	除去	0	適正配置群れ除去	5 (注3)	はこわな 囲いわな 麻醉銃銃器 ICTわな	—
川弟A	愛川町 清川村	72	8	生息域、規模を管理	40	適正配置群れ縮小	20	はこわな 囲いわな 銃器	法論堂林道より北側、 仏果山方面
川弟B	相模原市 愛川町 清川村	29	0	生息域、規模を管理	30	適正規模群れ縮小・維持	0	はこわな 囲いわな 麻醉銃銃器 ICTわな	金沢林道方面 早戸川林道方面
川弟B1	相模原市 愛川町 清川村	45	0	生息域、規模を管理	50	適正規模群れ縮小・維持	0	はこわな 囲いわな 麻醉銃銃器 ICTわな	金沢林道方面 早戸川林道方面
半原	厚木市 愛川町	51	0	生息域、規模を管理	30	適正規模群れ縮小・維持	20	はこわな	経ヶ岳より北側
鐘ヶ嶽	厚木市 清川村 伊勢原市	31	0	生息域、規模を管理	20	適正規模群れ縮小・維持	9	はこわな	鐘ヶ嶽～鳥屋待沢(権現沢)方面
経ヶ岳	厚木市	5	3	除去	0	適正配置群れ除去	2 (注3)	はこわな 麻醉銃 囲いわな 銃器 くくりわな ICTわな	—
日向	厚木市 伊勢原市 秦野市	34 (注4)	5	生息域、規模を管理	25	適正規模群れ縮小・維持	8	はこわな ICTわな 銃器	(長期)大山北斜面 (中期)猪山作業道 薬師林道
丹沢湖	山北町	22	1	生息域、規模を管理	30	適正規模群れ縮小・維持	3	はこわな	大杉山方面
合計		311	17		225		69		

注1) カウント頭数は令和3年度生息状況調査による確認頭数で、丹沢地域個体群は令和3年8月～9月に実施。

注2) カウント調査後から令和4年3月末までの捕獲数等で群れ内の加害個体として処分した数含む

注3) 令和3年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も個体数調整の対象とする。

注4) 令和3年度にカウント調査を実施していないので、シミュレーション値とする。

ウ 南秋川地域個体群

(ア) 全般

行動域が山間部から住宅地や農地に移動する傾向にあり、農作物被害や生活被害を発生させていることから、主に「住宅地及び農地への出没の半減を通じた被害の軽減、根絶」を目指し、次の事項に重点的に取り組む。

- ・ 隣接都県における群れの状況を踏まえながら、適正な群れの配置、群れ数及び各群れの規模を検討し、追い上げ目標エリア等を定める。
- ・ 事業実施計画に沿って、追い上げ及び追い上げを効果的に進めるための個体数調整を実施する。
- ・ 農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採など誘引要因の除去などによって、出没頻度の低下及び被害の未然防止につなげる。
- ・ 隣接都県との行政界をまたがった群れの管理について、隣接都県との意見交換等を行い、連携を図る。
- ・ 川井野群の管理目標を「適正規模のための縮小・維持」として個体数調整の対象とする。

(イ) 南秋川地域個体群の群れ管理計画の概要

南秋川地域個体群の各群れ管理計画の概要は表 13 のとおりである。

表 13 南秋川地域個体群の群れ管理計画の概要

群れ名	関係市町村 (注4)	カウント頭数 (注1)	カウント後捕獲数等 (注2)	各群れの管理の考え方	目標頭数	個体数調整目的 (R4)	R4捕獲計画数	捕獲方法	追い上げ先目標エリア
K1	相模原市	67	1【7】	生息域、規模を管理	60	適正規模群れ縮小・維持	5	はこわな 囲いわな 麻酔銃 銃器 ICTわな	県境方面
K4	相模原市	63	33	生息域、規模を管理	30	適正規模群れ縮小・維持	7	はこわな 囲いわな 麻酔銃 銃器 ICTわな	和田峠、陣馬山(県境方面)
川井野	相模原市	109	—	県境方面へ追い上げ	60	適正規模群れ縮小・維持	20 (注5)	はこわな 囲いわな 麻酔銃 銃器 ICTわな	県境方面
合計		239	34【7】		150		32		

注1) カウント頭数は令和3年度生息状況調査による確認頭数で、南秋川地域個体群は令和3年9月に実施。

注2) カウント調査後から令和4年3月末までの捕獲数等で群れ内の加害個体として処分した数含む。【】は上野原市での捕獲数で外数とする。

注3) 令和3年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も個体数調整の対象とする。なお、群れの頭数が不明の場合は確認できる全頭とした。

注4) K1群、K4群は群れの行動域が山梨県にまたがる。川井野群は群れの行動域が東京都にまたがる。

注5) 川井野群は相模原市内で定着が見られ、個体数調整が必要になった場合、捕獲を実施する。

(2) 群れ管理の実施

ア 追い上げ

各地域個体群で追い上げ目標エリアに向けて、群れが移動するまで徹底して追い上げを行う。追い上げは、地域が一体となって組織的に取り組むよう、県と市町村は働きかけ、支援を行うこととするが、地理的、人間的に追い上げができていない状況がある場合、その要因を明らかにし、追い払い員への指導や追い払い員の業務見直し等、具体的な改善策を検討する。

追い上げの実施に当たっては、電波発信器等をサルに装着し、群れの位置を把握することにより、効果的な追い上げの実施に努める。追い上げは、煙火、爆竹、銃器（ゴム弾、花火弾）、エアガン、スリングショット（パチンコ）、イヌなどを使用して人に対する恐怖心をサルに植え付けながら、計画的かつ持続的に実施する。

県は市町村等が実施する追い払いや追い上げ活動に対し、追い払い員などへの技術的支援を行う。

イ 個体数調整

(ア) 個体数調整の方針

群れ管理のため、表14のとおり除去の対象である群れ、維持・縮小の対象である群れに区分し、次の方針のとおり個体数調整を実施する。

表14 令和4年度の個体数調整の区分及び対象群

区分	適正規模とするための群れの縮小・維持	適正配置とするための群れの縮小・除去		管理困難な群れの除去
	群れの大規模化による群れの分裂を防ぐため、設定した目標頭数まで群れの個体数を縮小・維持する。	群れの行動域の重複等により、追い上げ目標エリアの設定が困難な場合の群れの縮小や除去	【縮小】 追い上げ等対策の効果の向上のため、必要な規模に群れを縮小する。	【除去】 群れの適正配置の観点からやむを得ないものとし除去する。
対象群	T1、ダムサイト、川弟B、川弟B1、半原、鐘ヶ嶽、日向、丹沢湖、K1、K4、川井野	川弟A	ダムサイト分裂、経ヶ岳、	H

○ 除去の対象である群れ

令和3年度ニホンザル生息状況調査における確認頭数に、調査後に出生した個体等を加えた全頭を捕獲可能とするが、除去に至るまでの過程での分裂による被害の拡大が懸念される場合等は、必要に応じて捕獲されたオトナメスの放獣も検討する。

○ 縮小の対象である群れ

表15に記載される頭数を上限とする。なお、オトナメスを捕獲する場合は、原則として群れの中心でないオトナメスの捕獲を行う。また、アカンボウがオトナメスと同時に捕獲された場合は、原則として同時に捕獲されたオトナメスと合わせて、処分又は放獣を行う。

なお、発信器個体は、除去が完了する場合等を除き、原則として放獣する。

表15 令和4年度 群れ別・性年齢別個体数調整対象個体数

個体数：令和3年度ニホンザル生息状況調査の確認頭数。ただし除去群は生息状況調査の確認頭数からカウント後捕獲数等を差し引いた頭数を記載した。

捕獲計画数：令和3年度の生息状況調査の確認頭数から令和4年3月末までに捕獲等された頭数を差し引いた頭数をベースに、群れ構成に応じた捕獲計画数を算出した。

【適正規模とするための群れの縮小・維持】

	ダムサイト		半原		鐘ヶ嶽		日向		
	個体数	捕獲 計画数	個体数	個体数	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数	
アカンボウ	3	0	9	6	-	2	8	4	
コドモ	4	1	19	12	8	4	10	3	
ワカモノオス	3	1	1	0	-	0	1	0	
オトナオス	1	0	5	2	4	2	1		
ワカモノメス	2		3	0	2	0	2		
オトナメス	3		14		13	1	12		1
オトナ不明	-	-	-	-	-	-	-	-	
ワカモノ不明	1		-		-		-		-
性年齢不明	-		-		4		-		
合計	17	2	51	20	31	9	34	8	

	丹沢湖		K 1		K 4		川井野	
	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数
アカンボウ	-	1	14	0	17	3	21	6
コドモ	8	2	22	4	19	2	43	12
ワカモノオス	-	0	1	0	2	0	3	1
オトナオス	-		3		1		4	1
ワカモノメス	1		2		4		6	0
オトナメス	12		24		1		20	
オトナ不明	1	-	-	-	-	-	-	-
ワカモノ不明	-		1		-		-	
性年齢不明	-		-		-		-	
合計	21	3	67	5	63	7	109	20

【適正配置とするための群れの縮小】

	川弟A	
	個体数	捕獲 計画数
アカンボウ	16	5
コドモ	16	6
ワカモノオス	8	4
オトナオス	2	-
ワカモノメス	9	3
オトナメス	21	2
オトナ不明	-	-
ワカモノ不明	-	
性年齢不明	3	
合計	72	20

【適正配置とするための群れの除去】

	ダム畔分裂		経ヶ岳	
	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数
合計	5	5 (注)	2	2 (注)

注) 上記の頭数の他、令和3年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も対象とする。

【管理困難な群れの除去】

	H	
	個体数	捕獲 計画数
合計	7	7 (注)

注) 令和3年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も対象とする。

(イ) 個体数調整の方法

原則としてはこわな又は囲いわなを用いて実施し、はこわな又は囲いわなでの捕獲が困難な場合は、他の捕獲方法により実施する。

なお、新たに銃器捕獲に取り組む市町村は、具体的な手法を県と調整しながら実施する。

(ウ) はこわな以外の個体数調整の手法を計画する対象群について

令和4年度に銃器捕獲、麻酔銃捕獲、囲いわなによる捕獲、ICTわな捕獲、くくり

わな捕獲を計画している群れは以下のとおりである。

なお、くくりわな捕獲については、群れの除去の最終局面において、はこわな、囲いわな、銃器、麻酔銃等の手段を用いても捕獲が困難な場合に限り実施を認めるものとする。実施の際は、現場近くに作業員を常駐させる、通信機能付き自動撮影カメラを活用する等の方法により、わなの状況を監視し、捕獲個体を速やかに回収することで、捕獲個体に苦痛が生じないように配慮する。

表16 令和4年度はこわな以外の個体数調整の手法を計画している対象群

銃器捕獲	H群、ダムサイト分裂群、川弟A群、川弟B群、川弟B1群、経ヶ岳群、日向群、K1群、K4群、川井野群
麻酔銃捕獲	ダムサイト分裂群、川弟B群、川弟B1群、経ヶ岳群、K1群、K4群、川井野群
囲いわな捕獲	ダムサイト分裂群、経ヶ岳群、川弟A群、川弟B群、川弟B1群、K1群、K4群、川井野群
ICTわな捕獲	H群、ダムサイト分裂群、川弟B群、川弟B1群、日向群、経ヶ岳群、K1群、K4群、川井野群
くくりわな捕獲	経ヶ岳群

(エ) 捕獲個体の取扱い

捕獲個体の取扱いについては、次の事項に留意する。

なお、県が指定する捕獲個体については原則として捕獲個体分析の対象とするため、県が示す送付先に送付する。それ以外の捕獲個体については山野に放置することなく適正に処理する。

- a 捕獲許可を受けていない個体が捕獲された場合は、元の生息地に放獣する。放獣の際には、必要に応じて人の声や煙火などで刺激や痛みを感じさせる条件付けによって人への警戒心を持つことを学習させた上で放獣（学習放獣）を行う。
- b はこわな又は囲いわなにより捕獲した個体は、麻酔薬の投与や銃器による止めさしなどできる限り苦痛を与えない方法により殺処分し、実験動物としての利用はしない。

2 被害防除対策

(1) 集落環境整備

サルが近づきにくい環境をつくるために、農地周辺では、山林と農地間の雑木、藪、雑草などの刈り払いを行い、農地の野菜や果実の取り残しや放棄果樹、廃棄果実については、全て収穫するか廃果を埋めるなど適正な処分を行う必要がある。人家周辺では、屋外に生ごみを放置しないことや、庭先の果実の収穫、商店の食料品管理などを徹底する必要がある。

こうした集落環境整備が地域主体で行われるよう、市町村、県及び農業者団体等は、集落の状態を地図化して地域で共有する集落環境調査や、調査に基づいて行われる集落環境整備の計画づくりと実行を支援する。

地図化の一環として、県は市町村にフリーのGISソフトであるQGISと基盤となる地図データセットを提供し、令和元年度から被害や対策の状況についてGIS化を始めている。

(2) 農地への防護柵の設置

県及び市町村は、農業者団体と連携し、農業者等がサル対策として効果がある電気を使用した防護柵（電気柵）やネット等で上面も覆った防護柵を設置することを、その効果や成功事例の普及などを通じて促進するとともに、設置された防護柵の管理の徹底を農業者等に働きかける。

(3) 広域防護柵の設置

人の生活圏と森林の境界部へ広域防護柵として電気柵を設置し、被害軽減と棲み分けを図る。

市町村は、農業者団体と連携し、広域防護柵を地形、農地の状況など地域の実情に合わせ必要に応じて設置し、県は設置に際して技術的、財政的な支援を行う。

また、広域防護柵の効果を持続させるため、定期的な下草の除去を行うなど、適切な維持管理が必要であり、市町村は、住民、農業者などによる維持管理を促進する。

(4) 追い払い

農地、住宅地等に出没する群れや個体に対しては、住民を中心に地域が主体となった追い払いを実施し、県及び市町村は、地域の取組みを支援する。

追い払いの実施に備えて事前に地域周辺を調査し、予め追い払う方向を定めておく。

(5) 加害個体捕獲

群れの中の特定の個体が、人家侵入や人への威嚇行動をとるなど人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には、加害個体として特定、捕獲し、原則として殺処分とする。ただし、群れ管理に影響が生じる可能性がある場合は、学習放獣等の対応も可能とする。

また、群れから離れたハナレザル又はオスグループについては、農作物被害・生活被害を繰り返し起こし、追い払いを実施しても被害が防止できない場合には捕獲する。

加害個体及びハナレザル等の捕獲は、はこわな又は銃器、麻酔銃を用いて行い、捕獲個体の取扱いについては、「P23（エ）捕獲個体の取扱い」を準用するものとする。

加害個体等の捕獲は、市町村が県の許可を受けて実施する。

3 生息環境整備

人の生活圏とサルの行動域の重複を解消し、棲み分けを図っていくために、人工林の間伐や混交林化を進め、林床植生の回復や広葉樹の生育を図ることを通じて、サルを含む野生動物の山間部における生息環境整備を進める。

(1) 水源の森林づくり事業

ニホンザルの行動域及び追い上げ目標エリア周辺の水源林において、水源かん養機能の維持、増進を目的として、ニホンザルの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、植生保護柵設置等の森林整備を行い、林床植生の回復、混交林化等を図る。

(2) 県営林整備事業

ニホンザルの行動域及び追い上げ目標エリア周辺の県営林において、第12次神奈川県県営林

経営計画に基づいて、ニホンザルの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、土壌保全工等の森林整備を行い、林床植生の回復を図る。

(3) 市町村による森林整備の事業

ニホンザルの行動域及び追い上げ目標エリア周辺で、市町村は、ニホンザルの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、土壌保全工等の森林整備を行う。

4 モニタリング

県は、市町村などの協力を得ながら、モニタリングを実施する。モニタリング結果は、管理事業の効果検証、計画や事業の見直しの検討に活用するとともに、関係者と情報共有し、地域の対策等の検討にも役立てる。

(1) 生息状況調査

県は、地域個体群の群れ数、個体数、行動域、食性、分派の有無などの調査を実施し、生息状況を把握、評価するとともに、出没地点や頻度、被害状況などから群れの特性を把握し、対策の効果の評価や対策の優先順位の検討に活用する。

また、県は、市町村などの協力を得ながら、個体数調整により捕獲された個体及びその他の要因による死亡個体の情報把握と計測・記録等を行い、個体数調整等の的確な実施と検証に活用する。

○ カウント調査

県内に主な行動域がある加害群について、雌雄・成幼獣別に個体数を把握するためのカウント調査を行う。

○ 行動域調査

各加害群を対象として、発信器を用いて行動域を把握する行動域調査を行う。

○ 捕獲個体分析

市町村などの協力を得ながら、個体数調整により捕獲された個体及びその他の要因による死亡個体のうちメスを対象として、情報把握と計測・記録等今後の被害防止対策の効果を検証するため、捕獲個体分析を行う。

(2) 被害状況調査

市町村は、農業者、農業者団体などの協力を得て、群れごとに農作物などの被害額、被害面積などの情報を収集して県に報告し、県は、報告された被害状況を取りまとめ、市町村等への情報提供やホームページでの公表を行う。加えて、報告内容を分析し、地域の取組みに活用できるようフィードバックを行う。なお、報告の方法については、農業者等が報告しやすくなるよう市町村や農業者団体等と協力して検討する。

また、市町村は、県と連携して住宅地や農地等の被害が発生する地域でのサル出没地点や被害の取りまとめ等を行うことで、被害状況を集落単位で把握し、収集した情報をもとに地域の実情に即した被害防除対策を実施する。

(3) 対策状況調査

市町村は、関係機関の協力を得ながら、群れ管理、被害防除対策、生息環境整備などの対策の状況を把握し、県は対策状況を取りまとめ、集落単位で被害状況と対策状況を合わせて地図化する。

(4) 調査結果の分析

県は、(1)～(3)による調査結果等の情報を集約・分析し、分析の結果をもとに、出没の増減や被害の状況等に基づき、神奈川県鳥獣総合対策協議会における専門的見地からの検討等を通して、対策効果の検証・評価を行い、計画及び事業の見直しや地域の関係者等へ向けた情報提供・普及啓発などに活用する。

5 その他

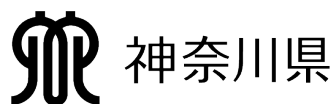
(1) 広域連携による対策実施の推進

サルの生息域は東京都、山梨県、静岡県にもまたがることから、これらの都県及び隣接する市町村と情報交換会等を開催し、生息状況、被害状況等について情報交換するとともに、各都県・市町村における対策の考え方や実施結果等について情報共有を図る。

- 山静神東ニホンジカ・ニホンザル等情報交換会
- 湯河原町及び熱海市を行動域とするニホンザル被害対策連絡会議
- 東京都、山梨県、神奈川県域に生息するニホンザルに関する対策会議

(2) 第5次計画に向けた検討

県は今後の方針等について、学識者等の意見も参考にしつつ、市町村等と協力し、5次計画に向けた地域個体群の在り方等について再考する。



環境農政局緑政部自然環境保全課

横浜市中区日本大通 1 丁目 231-8588 電話 045(210)1111 (代表)



令和4年度

神奈川県ニホンザル管理事業実施計画 別冊

〔 IV 群れごとの実施計画
V 参考資料 〕

令和4年5月

目 次

	ページ
IV 群れごとの実施計画	
1 西湘地域個体群	
H群	3
T 1 群	6
2 丹沢地域個体群	
ダムサイト群	9
ダムサイト分裂群	12
川弟A群	14
川弟B群	17
川弟B 1 群	20
半原群	23
鐘ヶ嶽群	25
経ヶ岳群	28
日向群	30
丹沢湖群	34
3 南秋川地域個体群	
K 1 群	36
K 4 群	38
川井野群	41
V 参考資料	44

令和4年度H群管理事業実施計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（令和4年度末）
目標頭数	・群れの除去	・群れの除去
目標エリア	・なし	・なし

2 群れの状況

項目	内容
生息域	・小田原市早川地区・片浦地区、真鶴町岩地区・真鶴地区
頭数	・12頭（令和3年度生息状況調査による）
農業被害	・小田原市 0千円（12月末時点） ・真鶴町 347千円（T1群含む、12月末時点）
生活・人身被害	・小田原市166件（12月末時点）通報等件数 ※アンテナ、屋根、網戸、雨樋等の破壊や家庭菜園の食害、人家侵入、威嚇や飛びかかる、通学途中の児童が追いかける等の生活被害が発生 ・真鶴町 12件（12月末時点）

3 主な課題

- ・生活被害・農業被害の常態化
- ・早期の全頭除去
- ・広範囲を移動するハナレザルの捕獲

4 前年度実績

項目		内容
群れ管理	個体数管理	【目的】 ・管理困難な群れとしての除去 【捕獲頭数】 ・4頭
	追い上げ（追い払い）	・小田原市：小田原市追い払い隊 8人 365日 市鳥獣被害防止対策協議会 16人 1145.5h ・真鶴町：真鶴町鳥獣対策実施隊 1回 町職員 12回
被害防除対策	集落環境整備	・小田原市：HPや広報紙によりサル被害防止の啓発 ・真鶴町：人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発
	農地への防護柵	・小田原市：防護柵の資材購入費補助 ・真鶴町：防護柵の設置促進 ・JA西湘：防護柵資材購入費の助成
	広域防護柵	・小田原市：箱根ターンパイク料金所付近にある広域獣害防止柵（1,375m）の維持管理の実施
	追い払い	・小田原市：被害が生じている片浦小学校及び小田原城総合管理事務所へ追払用品を貸与 住民へ煙火等やポケットショットを配布 ・真鶴町：住民に煙火配布
	加害個体捕獲	
	その他	小田原市：HPでサル位置情報の提供と遭遇時の注意点等周知 広報紙で餌になるものを放置しないよう啓発 住民間によるSNS（LINE）上での情報共有 真鶴町：GPSによる群れの位置情報を確認
生息環境整備	森林整備	

5 成果及び問題点

項目		内容
群れ管理	個体数管理	<ul style="list-style-type: none"> 小田原市：遠隔監視及び捕獲が可能な体制の確立。 群れの中に警戒心が高くわなの仕組みを学習している個体がいるため除去にあたって、檻への警戒心を解くための、中長期的な視点が必要
	追い上げ (追い払い)	<ul style="list-style-type: none"> 小田原市：これまでの県及び市の取組効果も乏しく、現状より餌環境が悪い場所への追い上げは不可能 真鶴町：住宅街に入り込むため住民への周知喚起が必要
被害防除対策	集落環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 小田原市：農業者の高齢化や、耕作放棄地が点在している状況で、全ての誘引物を除去することは困難
	農地への防護柵	<ul style="list-style-type: none"> 小田原市：行動域が広範囲に及び、農作物等に依存して住宅地付近を頻繁に移動している現状及び長年被害に遭ってきた住民感情等から、際限のない防除対策(柵の設置)は課題が多く実現困難な見通し 設置場所や維持管理、未設置箇所へサルが移動する等の問題点があり、費用対効果や費用負担面から被害農家の理解を得るのは難しく設置は進んでいない 真鶴町：果樹被害の拡大を防ぐことが課題
	広域防護柵	
	追い払い	<ul style="list-style-type: none"> 小田原市：追い払いの効果が薄れ、実施者がいるときは逃げるがすぐに戻ってきてしまう 住民が追い払いを実施しても、逆に威嚇される報告が数件ある。 住宅地を頻繁に移動しているため、煙火等の使用にも制限があるなど、効果的な対応が難しい 真鶴町：住宅街に入り込むため住民への周知喚起が必要
	加害個体捕獲	<ul style="list-style-type: none"> 小田原市：警戒心が高く既存のわなには中々かからない 加害個体の特定、銃器捕獲における現場での瞬時の判断や行動が難しい
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 小田原市：ハナレザルと思われる個体が、銃器等使用が困難な駅周辺や通学路途上に出没し、住民に恐怖を与えている
生息環境整備	森林整備	

6 実施計画

項目		内容
事業の実施方針		<ul style="list-style-type: none"> 管理困難な群れとして除去
群れ管理	個体数管理	【目的】 <ul style="list-style-type: none"> 管理困難な群れとして除去 【捕獲方法】 <ul style="list-style-type: none"> はこわな、銃器、ICTわな
	追い上げ (追い払い)	<ul style="list-style-type: none"> 小田原市：市追い払い隊による追い払い等 市鳥獣被害防止対策協議会による追い払い等 真鶴町：町鳥獣被害対策実施隊及び町職員による追い払い
被害防除対策	集落環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 小田原市：農地管理の徹底、取残し農作物等誘引物の除去の啓発 真鶴町：人家周辺の果樹等の早期収穫等の啓発
	農地への防護柵	<ul style="list-style-type: none"> 小田原市：市鳥獣被害防止対策協議会による防護柵の資材購入費補助 真鶴町：防護柵の設置促進 J A 西湘：防護柵資材購入費の助成
	広域防護柵	<ul style="list-style-type: none"> 小田原市：箱根ターンパイク料金所付近にある広域獣害防護柵(1,375m)の維持管理
	追い払い	<ul style="list-style-type: none"> 小田原市：住民へ煙火等の配布 真鶴町：住民へ煙火配布
	加害個体捕獲	<ul style="list-style-type: none"> 小田原市：除去

	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原市：HPでサル位置情報の提供と遭遇時の注意点周知 広報紙で餌になるものを放置しないよう啓発 住民間によるSNS（LINE）上での情報共有 ・真鶴町：GPSによる群れの位置情報を確認
生息環境整備	森林整備	

令和4年度 T1 群管理事業実施計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（令和4年度末）
目標頭数	・25頭程度で維持	・25頭程度で維持
目標エリア	・天照山周辺	・天照山周辺

2 群れの状況

項目	内容
生息域	<ul style="list-style-type: none"> ・湯河原町：宮上、宮下、城堀、鍛冶屋、吉浜地区 ・真鶴町：真鶴地区、真鶴駅南側の荒井城址公園 ・熱海市：泉・伊豆山地区
頭数	・23頭（令和3年度生息状況調査による）
農業被害	<ul style="list-style-type: none"> ・湯河原町：728千円（12月末時点） ・真鶴町：5千円（H群含み、12月末時点）
生活・人身被害	<ul style="list-style-type: none"> ・湯河原町：65件（12月末時点） ・真鶴町：8件（12月末時点） ・湯河原町では市街地への侵入が度々見られ、人家侵入による物品略奪、人家侵入に驚いた住民の負傷などが発生

3 主な課題

- ・市街地での人家侵入など生活被害の深刻化
- ・追い払いをしてもすぐに戻ってきてしまい抜本的解決策がない
- ・加害個体捕獲の困難さ及び被害住民の理解を得ることが難しい多数の学習放獣
- ・サルを誘引する作物の作付けを農業者が諦めざるを得ず、営農意欲の減退が危惧
- ・電気柵の設置、周辺整備、維持管理への負担や昼間の通電に対する事故への不安感などからサル対応の電気柵の普及が進んでいない

4 前年度実績

項目		内容
群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小・維持 【捕獲頭数】 ・個体数調整 2頭 ・死亡発見 2頭 ・加害個体 1頭 ・学習放獣 8頭 【捕獲方法】 ・はこわな ・湯河原町：わな作動通知システムの運用
	追い上げ（追い払い）	・湯河原町：湯河原町鳥獣対策被害対策捕獲・追い払い協力隊195日、職員20回（12月末時点） 吉浜小学校付近でのサル出没及び人家侵入に伴う登下校時の見回り強化（7/7～7/31） ・GPSを活用した群れの位置の把握 ・真鶴町：職員2回（実施隊の出動回数0回）
被害防除対策	集落環境整備	・湯河原町：人家周辺の果樹の早期収穫、野菜残さの適切な管理などの啓発 ・真鶴町：人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発
	農地への防護柵	・湯河原町：防護柵、防除ネット等の資材購入費補助 サル対応電気柵設置補助1件 ・JA西湘：防護柵資材購入費の助成
	広域防護柵	
	追い払い	・湯河原町：希望者への爆竹・花火の配布 希望する農業者（講習を受けた方）へ煙火の配布

		泊まり場付近住民を対象に追い払い研修会実施 ・真鶴町 : 住民へ煙火配布
	加害個体捕獲	・湯河原町: 加害個体捕獲 1 頭
	その他	・湯河原町: 住民等への餌付け禁止の周知 ・真鶴町 : G P S による群れの位置情報を確認
生息環境整備	森林整備	

5 成果及び問題点

項目		内容
群れ管理	個体数管理	・湯河原町: わな作動通知システムによる見回り負担の軽減 コドモ以外の捕獲が難しく、大半が学習放獣
	追い上げ (追い払い)	・湯河原町: 吉浜小学校付近での見回り強化による生活被害抑制 G P S での群れの位置把握による効果的な追い払いの実施 前年度に比べ冬季の行動範囲の縮小 追い払い協力隊員の高齢化 追い払いを実施しても直ぐに戻ってくる 市街地を移動するため効果的な対応が難しい ・真鶴町 : 出没地域が学校や民家の近くなので生活上の脅威
被害防除対策	集落環境整備	・湯河原町: 地域ぐるみのサル対策の推進 作付した農作物、耕作放棄地の果樹がサルの餌になっている サルを誘引する作物の作付けを農業者が諦めざるを得ず、営農意欲の減退が危惧
	農地への防護柵	
	広域防護柵	
	追い払い	・湯河原町: 住民や農業者による自衛のための追い払い実施 研修会による住民の追い払いへの理解、技術の向上 ・真鶴町 : 出没地域が学校や民家の近くなので生活上の脅威
	加害個体捕獲	・湯河原町: 加害個体の捕獲が困難 被害住民の理解を得ることが難しい多数の学習放獣
	その他	・湯河原町: 住民等への餌付け禁止の周知
生息環境整備	森林整備	

6 実施計画

項目		内容
事業の実施方針		・適正規模とするための個体数調整、加害個体捕獲の強化
群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小・維持 【捕獲計画数】 ・ 0 頭
	追い上げ (追い払い)	・湯河原町: 湯河原町鳥獣対策被害対策捕獲・追い払い協力隊及び町職員による追い払い等 夏場の登下校時等の見回り強化 G P S を活用した群れの位置の把握 ・真鶴町 : 真鶴町鳥獣対策実施隊及び町職員による追い払い 住宅街のためエアガン等で追い払いを実施
被害防除対策	集落環境整備	・湯河原町: 人家周辺の果樹の早期収穫、野菜残さの適切な管理などの啓発 ・真鶴町 : 人家周辺の果樹等の早期収穫等の啓発
	農地への防護柵	・湯河原町: 防護柵、防除ネット等の資材購入費補助 ・真鶴町 : 防護柵の設置促進 ・ J A 西湘: 防護柵資材購入費の助成
	広域防護柵	

	追い払い	<ul style="list-style-type: none"> ・湯河原町：希望者への爆竹・花火の配布 希望する農業者（講習を受けた方）へ煙火の配布 ・真鶴町：住民へ煙火配布
	加害個体捕獲	<ul style="list-style-type: none"> ・湯河原町：加害個体の捕獲方法の検討
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・湯河原町：住民等への餌付け禁止の周知 ・真鶴町：GPSによる群れの位置情報を確認
生息環境整備	森林整備	

令和4年度ダムサイト群管理事業実施計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（令和4年度末）
(1) 目標頭数	・群れの維持	・群れの維持
(2) 目標エリア	・南山方面	・南山方面

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・相模原市：緑区長竹地区、青山地区、鳥屋地区 ・愛川町：横根地区、真名倉地区 ・主な生息域は相模原市であり、冬季は愛川町に生息
(2) 頭数	・17頭（令和3年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	・相模原市：36千円 主な被害作物：カボチャ、ナス、スイカ、トマト ・愛川町：被害報告なし※
(4) 生活・人身被害	・相模原市：長竹地区、鳥屋地区、青山地区での出没が多い ・愛川町：被害報告1件※

※ サルの出没は依然として多いため、被害を受けているが報告をしていない可能性がある

3 主な課題

- ・相模原市：「個体数の増加」、「農業被害の拡大」「横根地区での農作物被害」
- ・愛川町：「行動域拡大の可能性」、「GPSを活用した群れの位置把握」、「県立あいかわ公園来園者による餌付け行為」

4 前年度実績

項目	内容
(1) 群れ管理	個体数管理 【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小・維持 【捕獲頭数】 ・加害個体 1頭
	追い上げ ・相模原市：委託業者による追い払い 2名 104日 農業者等（自主防衛組織、JA神奈川つくい職員）による追い払い 猟友会による銃器（野猿弾）を使用した追い上げの強化 専門業者による指導 55日
(2) 被害防除対策	集落環境整備 ・相模原市：放棄果樹及び取り残し農作物等誘引物除去の啓発
	農地への防護柵 ・相模原市、愛川町：防護柵設置費用の一部補助
	広域防護柵
	追い払い ・相模原市、愛川町：住民へ煙火等の追い払い物品を配布 ・愛川町：サル移動監視員による追い払い 2人 293日 地域住民による自主的な追い払い 追い払い用煙火等を配布
	加害個体捕獲
	その他 ・相模原市：専門業者による農業者等への指導
(3) 生息環境整備	森林整備
(4) その他	

5 成果及び問題点

項目	内容
(1) 群れ管理	個体数管理 ・相模原市：はこわなへの警戒心が強く、行動域が広いいため、効率的なわな捕獲が困難

	追い上げ	【問題点】 ・相模原市：追い払い用具へ馴れてしまい、追い払ってもすぐに出没する ・愛川町：南山方面への追い払いを実施しているが、定着が図れず、冬季には半原川北・横根地区に戻ってきてしまう
(2) 被害防除対策	集落環境整備	【問題点】 ・相模原市：放棄果樹、及び取り残し農作物等誘引物の除去が不十分 営農者の諦めによる耕作放棄地の増加 ・愛川町：過去に北側・横根地区で集落環境調査を行ったが、未だ放棄果樹が点在しており、群れの誘引要因となっている
	農地への防護柵	【問題点】 ・相模原市：防護柵等の設置が進んでいない地域がある ・愛川町：家庭菜園程度の小規模農地が多く、設置への意欲が低い
	広域防護柵	
	追い払い	【問題点】 ・相模原市：動物駆逐用煙火による追い払い効果の減少 ・愛川町：追い払いを実施する住民が少なく、追い払いを実施してもサルに対しての威圧効果が低い 追い払いを実施する住民を覚え、不在時に出没する等の学習が進んでいる サルが早朝に出没した場合は、近隣住民からの苦情が懸念されるため、煙火を使用した追い払いができない
	加害個体捕獲	
	その他	【問題点】 ・相模原市：営農者の諦め 地域ぐるみの対策の推進
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		【問題点】 行動域が複数の市町村にまたがるため、県及び隣接市町村の連携が必要 ・相模原市：鳥屋地区では川弟B1群の出没が頻繁となりダムサイト群と併せての対応は困難 今まで出没していなかった長竹地区(葦尾根)に出没するようになり、農業被害の拡大が懸念される また、小学校等の教育施設や住宅街での出没が増え、人身被害が懸念されている ・愛川町：県立あいかわ公園内において、来園者による餌付け行為によって、人慣れが進む可能性がある

6 実施計画

項目	内容		
(1) 事業の実施方針	群れの加害性を上げないように維持しつつ、南山方面への追い上げを実施し、定着を図る		
(2) 群れ管理	<table border="1"> <tr> <td>個体数管理</td> <td> 【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小・維持 【捕獲計画数】 ・2頭 【捕獲方法】 ・はこわな </td> </tr> </table>	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小・維持 【捕獲計画数】 ・2頭 【捕獲方法】 ・はこわな
個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小・維持 【捕獲計画数】 ・2頭 【捕獲方法】 ・はこわな		

	追い上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・目標エリアまで追い上げ、定着を図る ・相模原市：委託業者、猟友会による銃器（野猿弾）を使用した追い上げの強化 専門業者による指導 ・愛川町：サル移動監視員と町が協働し、地域ぐるみの追い上げを推進
(3) 被害防除対策	集落環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市：放棄果樹、取り残し農作物等の除去の啓発 人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発 ・愛川町：放棄果樹の伐採や管理等、地域ぐるみの自主的な環境整備を推進する 当該地区には、空き家の土地にも放棄果樹があるため、土地所有者に通知し、適正管理を促す
	農地への防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市：防護柵設置費用の一部補助 防護柵の設置啓発 ・愛川町：個人防護柵の貸し出しを実施し、積極的な自主防除を促す
	広域防護柵	
	追い払い	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市：自主防衛組織、農業者等（J A 神奈川つくい職員）による追い払い 猟友会による銃器（野猿弾）を使用した追い払いの強化 専門業者による指導 住民へ追い払い物品を配布 組織的な追い払いの実施の啓発 ・愛川町：サル移動監視員を中心とした地域ぐるみの追い払いを推進
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市：「地域ぐるみの対策」を行う組織育成 J A 神奈川つくい、農業者、地域への位置情報提供 専門業者による農業者等への指導 正確な被害状況の把握
(4) 生息環境整備	森林整備	
(5) その他		<ul style="list-style-type: none"> ・県及び関係市町村の連携、協力

令和4年度ダムサイト分裂群管理事業実施計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（令和4年度末）
(1) 目標頭数	・群れの除去	・群れの除去
(2) 目標エリア	・なし	・なし

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・相模原市：緑区寸沢嵐地区、三ヶ木地区、青山地区、青野原地区、鳥屋地区、牧野地区 ・主な生息域は相模原市緑区寸沢嵐地区、三ヶ木地区、青山地区である ・ダムサイト群と行動域が一部重複している
(2) 頭数	・5頭（令和3年度は生息状況調査を実施していないため、令和2年度生息状況調査による頭数から算出）
(3) 農業被害	・相模原市：0千円 プラム
(4) 生活・人身被害	・寸沢嵐地区、青山地区での出没などの生活被害が多い

3 主な課題

「はこわなへの警戒心が強く、捕獲が困難」、「人身被害発生への危惧」

4 前年度実績

項目	内容
(1) 群れ管理	個体数管理 【目的】 ・適正配置とするための群れの除去 【捕獲頭数】 ・死亡発見 1頭
	追い上げ ・相模原市：委託業者による追い払い 2名 104日 農業者等（猟友会、自主防衛組織、J A 神奈川つくい職員）による追い払い 専門業者による指導 55日
(2) 被害防除対策	集落環境整備 ・相模原市：放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発
	農地への防護柵 ・相模原市：防護柵設置費用の一部補助
	広域防護柵
	追い払い ・相模原市：住民へ追い払い物品を配布 猟友会による銃器（野猿弾）を使用した追い払いの強化
	加害個体捕獲
その他 ・相模原市：専門業者による農業者等への指導	
(3) 生息環境整備	森林整備
(4) その他	

5 成果及び問題点

項目	内容
(1) 群れ管理	個体数管理 【問題点】 ・相模原市：頭数の減少によりはこわなへの警戒心が強まり、わな捕獲が困難
	追い上げ 【問題点】 ・相模原市：追い払い用具への慣れが進み、追い払ってもすぐに出没する
(2) 被害防除	集落環境整備 【問題点】

対策		・相模原市：放棄果樹、取り残し農作物等の除去が不十分 営農者の諦めによる耕作放棄地の増加
	農地への防護柵	【問題点】 ・相模原市：防護柵等の設置が進んでいない地域がある
	広域防護柵	
	追い払い	【問題点】 ・相模原市：動物駆逐用煙火及び銃による追い払い効果の減少
	加害個体捕獲	
	その他	【問題点】 ・相模原市：地域ぐるみの対策の推進
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		【問題点】 ・相模原市：営農者の諦め

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・人身被害の発生を防ぐため、群れの除去を図る
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正配置とするための群れの除去 【捕獲頭数】 ・全頭 【捕獲方法】 ・はこわな、囲いわな、麻酔銃、銃器、ICTわな
	追い上げ	・相模原市：委託業者、猟友会による銃器（野猿弾）を使用した追い上げの強化 専門業者による指導 全頭捕獲が完了するまでの間は、被害軽減のため、仙洞寺山、茨菰山方面への追い上げを実施し、寸沢嵐地区及び青山地区の利用減少を目指す
(3) 被害防除対策	集落環境整備	・相模原市：放棄果樹、取り残し農作物等の除去の啓発 人家周辺にある果樹等の早期収穫及び撤去等の啓発
	農地への防護柵	・相模原市：防護柵設置費用の一部補助 防護柵の設置啓発
	広域防護柵	
	追い払い	・相模原市：自主防衛組織、農業者等（JA神奈川つくい職員）との連携による追い払い 猟友会による銃器（野猿弾）を使用した追い払いの強化 専門業者による指導 住民へ追い払い物品を配布 組織的な追い払い実施の啓発
	その他	・相模原市：地域ぐるみの対策を行う組織育成 JA神奈川つくい、農業者、地域への位置情報の提供 専門業者による農業者等への指導 正確な被害状況の把握
(4) 生息環境整備	森林整備	
(5) その他		・県及び関係市町村の連携、協力

令和4年度川弟A群管理事業実施計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（令和4年度末）
(1) 目標頭数	・群れの頭数を40頭まで縮小	・群れの頭数を40頭程度まで縮小
(2) 目標エリア	・法論堂林道より北側 ・仏果山方面	・法論堂林道より北側 ・仏果山方面

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	<ul style="list-style-type: none"> ・愛川町：馬渡地区、塚原地区、塩川地区、上細野地区 ・清川村：法論堂地区、坂尻地区、片原地区 他 <p>過去分裂した川弟B群、川弟B1群の他、半原群や鐘ヶ嶽群など多くの群れと行動位置が一部重複</p>
(2) 頭数	・72頭（令和3年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	<ul style="list-style-type: none"> ・愛川町：ジャガイモ、ウリ ・清川村：ナス、インゲン、キュウリ、水稻、ニンジン、ジャガイモ、サツマイモ、カボチャ 131千円
(4) 生活・人身被害	<ul style="list-style-type: none"> ・愛川町：8件 ・清川村：なし

3 主な課題

「個体数の増加により分裂が危惧される」、「人里への出没が多発しており、行動域が変化している」

4 前年度実績

項目	内容
(1) 群れ管理	個体数管理 【目的】 ・適正配置とするための群れの縮小 【捕獲頭数】 ・個体数調整 13頭 ・学習放獣 1頭
	追い上げ
(2) 被害防除対策	集落環境整備 ・清川村：民家周辺の果樹の早期収穫、撤去、及び廃棄野菜等の徹底処理を要請
	農地への防護柵 ・愛川町：防護柵設置費用の一部補助 ・清川村：防護柵設置費用の一部補助 5件
	広域防護柵
	追い払い ・愛川町：サル移動監視員による追い払い 2名 293日 地域住民による自主的な追い払い 住民へ追い払い物品を配布 ・清川村：銃器（発音弾等）や花火による追い払い（2名）
	加害個体捕獲 その他
(3) 生息環境整備	森林整備 ・清川村：南沢地区 外 25.33ha
(4) その他	

5 成果及び問題点

項目	内容
(1) 群れ管理	個体数管理 【問題点】 ・愛川町：頭数が多く、人家周辺での目撃や農業被害も多発しているため、積極的に個体数調整を行い、頭数を縮小させる必要がある 行政域を行き来しているため、市町村間で連携した個

		<p>体数管理が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清川村：捕獲が進んでいない
	追い上げ	<p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群れサイズが大きいため、追い上げが難しい
(2) 被害防除対策	集落環境整備	<p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛川町：冬季にサルを誘引するユズ等の柑橘類の管理及び対策不足 ・清川村：取り残し農作物等の除去が不十分
	農地への防護柵	<p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛川町：家庭菜園程度の小規模農家が多く、防護柵設置への意欲が低い ・清川村：電気柵及び防護ネットを設置する農家が増加したが、未対策の農地がある
	広域防護柵	
	追い払い	<p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛川町：追い払いを実施する住民が少なく、追い払いを実施してもサルに対しての威圧効果が低い 追い払いを実施する住民を覚え、不在時に出没する等の学習が進んできている ・清川村：山裾に隠れ、追い払い隊がいなくなると再び現れ畑を荒らす
	加害個体捕獲	
	その他	
(3) 生息環境整備	森林整備	<p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清川村：嗜好性植物が育っていない
(4) その他		<p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動域が複数の市町村にまたがるため、県及び関係市町村の連携が必要

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・個体数の増加による分裂を防ぐため、群れの縮小を図る
(2) 群れ管理	個体数管理	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正配置とするための群れの縮小 <p>【捕獲計画数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20頭 <p>【捕獲方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はこわな、囲いわな、銃器
	追い上げ	・群れの縮小を優先しつつ、目標エリアまで追い上げ、定着を図る
(3) 被害防除対策	集落環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・愛川町：地域が一丸となった、放棄果樹の伐採や管理棟、環境整備が必要 放棄果樹が点在しているため、土地所有者に適正管理を促す ・清川村：民家周辺の果樹の早期収穫、撤去及び廃棄野菜等の徹底処理を継続して要請する
	農地への防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・愛川町：防護柵設置補助の周知を行い、積極的な自主防除を促す ・清川村：電気柵及び防護ネット等の補助及び補助制度の周知
	広域防護柵	・引き続き維持管理を行う
	追い払い	<ul style="list-style-type: none"> ・愛川町：サル移動監視員と町が協働し、地域ぐるみの追い払い及び追い上げを推進する サルが追い払い用煙火になれ効果が薄まっているため、新たな追い払い用煙火の検討が必要 ・清川村：銃器（発音弾等）や花火による追い払いの実施 2名
	その他	

(4) 生息環境 整備	森林整備	
(5) その他		・ 県及び関係市町村の連携、協力

令和4年度川弟B群管理事業実施計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（令和4年度末）
(1) 目標頭数	・群れの頭数を30頭まで縮小	・群れの頭数を30頭まで縮小
(2) 目標エリア	・早戸川林道方面（相模原市） ・金沢林道方面（愛川町、清川村）	・早戸川林道方面（相模原市） ・金沢林道方面（愛川町、清川村）

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・相模原市：鳥屋地区 ・愛川町：檜原地区、市之田地区 ・清川村：春ノ木丸地区、吹風地区 ・宮ヶ瀬湖をまたいで生息し、過去分裂した川弟B1群と行動域の多くが重複しているほか、周辺の群れと行動域が一部重複
(2) 頭数	・29頭（令和3年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	・相模原市：被害報告なし ・愛川町：被害報告なし ・清川村：被害報告なし
(4) 生活・人身被害	・相模原市：被害報告なし ・愛川町：被害報告なし ・清川村：被害報告なし

3 主な課題

「捕獲実施場所の確保が困難」、「餌付け行為による加害性の上昇」

4 前年度実績

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小・維持 【捕獲頭数】 ・0頭
	追い上げ	・相模原市：委託業者による追い払い 2名 104日 農業者等（自主防衛組織、JA神奈川つくい職員）による追い払い 専門業者による指導 55日
(2) 被害防除対策	集落環境整備	・相模原市：放棄果樹、取り残し農作物等の除去の啓発 ・愛川町：横根地区、真名倉地区における集落環境調査の実施 地域検討会及び勉強会の実施 地域回覧により、自主的に集落環境を整備するよう推進 ・清川村：観光地周辺におけるゴミ等の誘引物撤去指導等を要請
	農地への防護柵	・相模原市：防護柵設置費用の一部補助 ・愛川町：防護柵設置費用の一部補助
	広域防護柵	
	追い払い	・相模原市：住民へ追い払い物品を配布 ・愛川町：サル移動監視員による追い払い 2名 293日 地域住民による自主的な追い払い 住民へ追い払い物品を配布 ・清川村：銃器（発音弾等）や花火による追い払い 2名
	加害個体捕獲	
その他	・相模原市：専門業者による農業者等への指導	

(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【問題点】 ・愛川町：他の群れと行動域が重複しているため、群れの分裂や行動域の変化が危惧されることから、群れの動向に注意しつつ、適正に管理していく必要がある
	追い上げ	【成果】 ・相模原市：市内利用日数が少なく、また出没地域が市町村境のため、追い上げが困難 【問題点】 ・清川村：宮ヶ瀬湖をまたいで生息しているため、目標エリアへの追い上げが困難
(2) 被害防除対策	集落環境整備	【問題点】 ・相模原市：放棄果樹、取り残し農作物の除去が不十分 ・愛川町：当該地の農地家庭菜園には、残さの放置等が見受けられ、群れの誘引要因となっている ・清川村：観光客等の餌付けによる人馴れの進行
	農地への防護柵	【問題点】 ・相模原市：防護柵の設置が進んでいない地域がある ・愛川町：家庭菜園程度の小規模農地が多く、防護柵設置への意欲が低い
	広域防護柵	
	追い払い	【問題点】 ・相模原市：動物駆逐用煙火及び銃器による追い払い効果の減少 ・愛川町：追い払いを実施する住民が少なく、追い払いを実施してもサルに対しての威圧効果が低い 追い払いを実施する住民を覚え、不在時に出没する等の学習が進んでいる サルが早朝に出没した場合は、近隣住民からの苦情が懸念されるため、煙火を使用した追い払いができない ・清川村：観光地のため、地域によっては銃器による追い払いが制限されている
	加害個体捕獲	
	その他	【問題点】 ・相模原市：営農者の諦め
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		【問題点】 ・行動域が、愛川町及び清川村にまたがるため、関係市町村の連携が必要 ・愛川町：観光地での餌付け行為により、人慣れが進行している

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・早戸川林道、金沢林道まで追い上げ、定着を図る
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小・維持 【捕獲計画数】 ・0頭
	追い上げ	・目標エリアまで追い上げ、定着を図る

		<ul style="list-style-type: none"> 相模原市：猟友会による銃器（野猿弾）を使用した追い上げの強化 専門業者による指導 愛川町：サル移動監視員と町が協働し、地域ぐるみの追い上げを推進する。 清川村：定期的に追い上げを実施
(3) 被害防除対策	集落環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 相模原市：放棄果樹、取り残し農作物の除去の啓発 人家周辺にあるか受湯の早期収穫、撤去等 愛川町：地域住民に残さの排除や、農地の適正管理を促し、地域ぐるみの環境整備を推進する 清川村：観光地周辺におけるゴミ等の誘引物撤去指導等を継続して要請する
	農地への防護柵	<ul style="list-style-type: none"> 相模原市：防護柵設置費用の一部補助 防護柵の設置啓発 愛川町：防護柵設置費補助の周知を行い、積極的な自主防除を促す 清川村：電気柵及び防護ネット等の補助及び補助制度の周知
	広域防護柵	
	追い払い	<ul style="list-style-type: none"> 相模原市：自主防衛組織、農業者等（JA神奈川つくい職員）との連携による追い払い 猟友会による銃器（野猿弾）を使用した追い払いの強化 専門業者による指導 住民へ追い払い物品を配布 組織的な追い払い実施の啓発 愛川町：サル移動監視員と町が協働し、地域ぐるみの追い払いを推進する 町広報誌等で、サル追い払い用煙火を配布していることを周知する 清川村：銃器（発音弾等）や花火による追い払いの実施2名
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 相模原市：「地域ぐるみの対策」を行う組織育成 JA神奈川つくい、農業者、地域へ位置情報提供 専門業者による農業者等への指導 正確な被害状況の把握 愛川町：県立あいかわ公園内での餌付け行為を防止するため、管理者に対して来園者への周知徹底を図るよう引き続き依頼をする 清川村：餌付け行為の禁止を徹底する
(4) 生息環境整備	森林整備	
(5) その他		<ul style="list-style-type: none"> 県及び関係市町村の連携、協力 餌付け行為防止の周知

令和4年度川弟B1群管理事業実施計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（令和4年度末）
(1) 目標頭数	・群れの頭数を50頭まで縮小	・群れの頭数を50頭程度まで縮小
(2) 目標エリア	・早戸川林道方面（相模原市） ・金沢林道、高取山方面（愛川町、清川村）	・早戸川林道方面（相模原市） ・金沢林道、高取山方面（愛川町、清川村）

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・相模原市：鳥屋地区 ・愛川町：檜原地区、横根地区 ・清川村：春ノ木丸地区、吹風地区 ・宮ヶ瀬湖をまたいで生息し、過去分裂した川弟B群と行動域の多くが重複しているほか、周辺の群れと行動域が一部重複
(2) 頭数	・45頭（令和3年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	・相模原市：被害報告なし ・愛川町：被害報告なし ・清川村：被害報告なし
(4) 生活・人身被害	・相模原市：被害報告なし ・愛川町：被害報告なし ・清川村：被害報告なし

3 主な課題

「餌付け行為による加害性の上昇」、「個体数の増加による分裂の危惧」

4 前年度実績

項目	内容	
(1) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小・維持 【捕獲頭数】 ・0頭
	追い上げ	・相模原市：委託業者による追い払い 2名 104日 農業者等（自主防衛組織、JA神奈川つくい職員）による追い払い 専門業者による指導 55日
(2) 被害防除対策	集落環境整備	・相模原市：放棄果樹、取り残し農作物の除去の啓発
	農地への防護柵	・相模原市：防護柵設置費用の一部補助 ・愛川町：防護柵設置費用の一部補助
	広域防護柵	
	追い払い	・相模原市：住民へ煙火等の追い払い物品を配布 ・愛川町：サル監視員による追い払い 2名 293日 地域住民による自主的な追い払い 住民へ追い払い物品を配布 ・清川村：銃器（発音弾等）や花火による追い払い
	加害個体捕獲	
	その他	・相模原市：専門業者による農業者等への指導
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【問題点】 ・愛川町：他の群れと行動域が重複しているため、個体数調整を行う場合、他の群れへの影響について考慮する必要がある。
	追い上げ	【成果】 ・相模原市：市内利用日数が少なく、また出没地域が市町村境のため、追い上げが困難 【問題点】 ・清川村：宮ヶ瀬湖をまたいで生息している為、目標エリアへの追い上げが困難
(2) 被害防除対策	集落環境整備	【問題点】 ・相模原市：放棄果樹、取り残し農作物の除去が不十分 ・清川村：観光客等の餌付けによる人馴れの進行
	農地への防護柵	【問題点】 ・相模原市：防護柵等の設置が進んでいない地域がある ・愛川町：家庭菜園程度の小規模農地が多く、防護柵設置への意欲が低い
	広域防護柵	
	追い払い	【問題点】 ・相模原市：動物駆逐用煙火及び銃による追い払い効果の減少 ・愛川町：行動域が他の群れと重複しているため、追い払う方向に注意が必要 サルが早朝に出没した場合は、近隣住民からの苦情が懸念されるため煙火を使用した追い払いを実施できない ・清川村：観光地のため、地域によっては銃器による追い払いが制限されている
	加害個体捕獲	
	その他	・相模原市：営農者の諦め
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		【問題点】 ・行動域が複数の市町村にまたがるため、県及び関係市町村の連携が必要 ・観光地での餌付け行為により、人馴れが進行している

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・適正規模とするための群れの縮小・維持
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小・維持 【捕獲計画数】 ・0頭
	追い上げ	・目標エリアまで追い上げ、定着を図る ・相模原市：委託業者、猟友会による銃器（野猿弾）を使用した追い上げの強化 専門業者による指導 ・愛川町：サル移動監視員と町が協働し、地域ぐるみの追い上げを推進する ・清川村：群れの行動を監視しながら、捕獲及び追い払いと合わせて実施
(3) 被害防除対策	集落環境整備	・相模原市：放棄果樹、取り残し農作物の除去の啓発 人家周辺にある果樹等の早期収穫及び撤去等の啓

		<p>発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清川村：観光地周辺におけるゴミ等の誘引物撤去指導等を継続して要請する
	農地への防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市：防護柵設置費用の一部補助 防護柵の設置啓発 ・愛川町：個人用防護柵の貸し出しを実施、積極的な自主防除を促す
	広域防護柵	
	追い払い	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市：自主防衛組織、農業者等（J A 神奈川つくい職員）との連携による追い払い 猟友会による銃器（野猿弾）を使用した追い払いの強化 専門業者による指導 住民へ追い払い物品を配布 組織的な追い払い実施の啓発 ・愛川町：サル移動監視員と町が協働し、地域ぐるみの追い払いを推進する 町広報誌等で、サル追い払い用煙火を配布していることを周知する ・清川村：銃器（発音弾等）や花火による追い払いの実施 2 名
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市：「地域ぐるみの対策」を行う組織育成 J A 神奈川つくい、農業者、地域へ位置情報提供 専門業者による農業者等への指導 正確な被害状況の把握 ・愛川町：県立あいかわ公園内での餌付け行為を防止するため、管理者に対して来園者への周知徹底を図るよう引き続き依頼をする ・清川村：餌付け行為の禁止を徹底する
(4) 生息環境整備	森林整備	
(5) その他		<ul style="list-style-type: none"> ・県及び関係市町村で協力を図る

令和4年度半原群管理事業実施計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（令和4年度末）
(1) 目標頭数	・群れの頭数を30頭程度まで縮小	・群れの頭数を30頭程度まで縮小
(2) 目標エリア	・経ヶ岳より北側	・経ヶ岳より北側

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市：荻野地区、小鮎地区 ・愛川町：馬渡地区、塩川地区 ・川弟群系列と行動域が一部重複
(2) 頭数	・51頭（令和3年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市：荻野地区（経ヶ岳群と重複） スイカ、カボチャ、サツマイモ、ブルーベリー、ネギ、ヤマユリ、トウモロコシ、ブドウ、モモ、ナシ（自家用作物のみ） ・厚木市：小鮎地区 被害報告なし ・愛川町：被害報告なし
(4) 生活・人身被害	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市：特に荻野地区での生活被害が懸念される ・愛川町：被害報告なし

3 主な課題

「行動域拡大の防止」

4 前年度実績

項目	内容				
(1) 群れ管理	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>個体数管理</td> <td> 【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小・維持 【捕獲頭数】 ・0頭 </td> </tr> <tr> <td>追い上げ</td> <td></td> </tr> </table>	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小・維持 【捕獲頭数】 ・0頭	追い上げ	
個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小・維持 【捕獲頭数】 ・0頭				
追い上げ					
(2) 被害防除対策	集落環境整備	・厚木市：農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発			
	農地への防護柵	・厚木市：防護柵設置費用の一部補助 荻野地区6件 小鮎地区4件 ・愛川町：個人防護柵設置費用の一部補助			
	広域防護柵	・厚木市：電気柵の維持管理 荻野地区、7,363m 小鮎地区、7,742m			
	追い払い	・厚木市：地区追い払い隊（空砲・動物駆逐用火火等による追い払い） 地域住民による追い払い ・愛川町：住民へ追い払い物品を配布			
	その他				
(3) 生息環境整備	森林整備				
(4) その他	・行動域が複数の市町村にまたがるため、県及び関係市町村の連携が必要				

5 成果及び問題点

項目	内容				
(1) 群れ管理	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>個体数管理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>追い上げ</td> <td> 【問題点】 ・厚木市：出没地域が他の行政区域へまたがるため、目標エリア </td> </tr> </table>	個体数管理		追い上げ	【問題点】 ・厚木市：出没地域が他の行政区域へまたがるため、目標エリア
個体数管理					
追い上げ	【問題点】 ・厚木市：出没地域が他の行政区域へまたがるため、目標エリア				

		への追い上げが困難
(2) 被害防除 対策	集落環境整備	
	農地への防護柵	【問題点】 ・愛川町：主な農作物被害発生地区では、電気柵による防除が進んできているものの、普及率は十分とは言えない
	広域防護柵	
	追い払い	【問題点】 ・厚木市：出没地域が他の行政区域へまたがるため、目標エリアへの追い払いが困難 出没地域が広域であるため、効果的な対応が難しい 鳶尾群を除去した際に、厚木市へ侵入する可能性がある群れとして行動を注視しているが、直近の動きでは荻野地区での行動が多く見られている また、片原群の除去に伴い、小鮎地区上飯山方面への南下傾向が見られる ・愛川町：川弟A群と行動域が重複しているため、追い払いを行う際、追い払う方向に注意する必要がある
	その他	
(3) 生息環境 整備	森林整備	
(4) その他		

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・適正な規模で維持するための個体数調整を実施する
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小・維持 【捕獲計画数】 ・20頭 【捕獲方法】 ・はこわな
	追い上げ	・目標エリアまで追い上げ、定着を図る
(3) 被害防除 対策	集落環境整備	・厚木市：農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発 ・愛川町：地域が一丸となって、放棄果樹の伐採や管理棟、環境整備に取り組む必要がある
	農地への防護柵	・厚木市：防護柵設置費用の一部補助 ・愛川町：防護柵設置費用補助の周知を行い積極的な自主防除を促す
	広域防護柵	・厚木市：電気柵の維持管理 荻野地区、7,363m 小鮎地区、7,742m
	追い払い	・厚木市：市内への侵入が確認された場合、定着防止のため即時追い払いを行う 地区追い払い隊（空砲、動物駆逐用火火等による追い払い） 地域住民による追い払いへの支援 ・愛川町：サル移動監視員と町が協働し、地域ぐるみの追い払い及び追い上げを推進する
	その他	
(4) 生息環境 整備	森林整備	
(5) その他		・県及び関係市町村の連携、協力

令和4年度鐘ヶ嶽群管理事業実施計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（令和4年度末）
(1) 目標頭数	・群れの頭数を20頭程度にする	・群れの頭数を20頭程度まで縮小・維持
(2) 目標エリア	・鐘ヶ嶽～鳥屋待沢(権現沢)方面	・鐘ヶ嶽～鳥屋待沢(権現沢)方面

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市玉川地区、森の里地区、小鮎地区 ・清川村清水ヶ丘地区、金翅地区 ・伊勢原市日向地区 ・川弟A群、日向群と行動域が一部重複
(2) 頭数	・31頭（令和3年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市：玉川地区（日向群と重複）カキ（自家用作物のみ） ・清川村：ナス、インゲン、キュウリ、水稻、ニンジン、ジャガイモ、サツマイモ、カボチャ 35千円 ・伊勢原市：被害報告なし
(4) 生活・人身被害	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市：伊勢原津久井線（県道64号線）を東へ横断し、森の里地区の住宅密集地への出没が見受けられた ・清川村：被害報告なし ・伊勢原市：屋外の物品等の損傷5件、生活上の脅威1件、その他2件

3 主な課題

「行動域拡大の防止」、「日向群との行動域の重複」、「日向地区での農業被害及び生活被害」

4 前年度実績

項目	内容
(1) 群れ管理	個体数管理 【目的】 ・適正規模とするための群れの維持・縮小 【捕獲頭数】 ・0頭
	追い上げ
(2) 被害防除対策	集落環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・厚木市：農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発 ・清川村：藪の刈払いを実施 ・伊勢原市：未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底
	農地への防護柵 <ul style="list-style-type: none"> ・厚木市：農業者への柵設置にかかる費用の一部補助 玉川地区 6件 ・清川村：農業者への柵設置にかかる費用の一部補助 5件 ・伊勢原市：鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、5箇所 1,280m設置（高部屋地区） 市町村事業推進交付金を活用し、高部屋地区4箇所
	広域防護柵 <ul style="list-style-type: none"> ・厚木市：維持管理 森の里地区 538m 玉川地区 9,647m
	追い払い <ul style="list-style-type: none"> ・厚木市：追い払い員4名（2名×2班体制）巡回（一定方向に向けた通年の組織的な追い払い） 地区追い払い隊（空砲・動物駆逐用花火等による追い払い） 地域住民による追い払い ・清川村：銃器（発音弾等）や花火による追い払い 2名

		<ul style="list-style-type: none"> 伊勢原市：地元や農家へ追い払い用煙火等の配布支援 自衛組織への受信機、パチンコ等の貸与 追い払い隊による追い払い活動（2名1組で週4日勤務）
	加害個体捕獲	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 伊勢原市：追い払い隊が確認した群れの位置情報 清川村：地域ぐるみの鳥獣被害対策を実施
(3) 生息環境整備	森林整備	<ul style="list-style-type: none"> 厚木市：木引尾地区他 15.9ha 伊勢原市：追い払い隊が確認した群れの位置情報を希望者へメール配信（午前、夕方の1回ずつ） ハイカー等による餌付けの禁止を看板により周知 追い払い隊による行動域調査
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【問題点】 <ul style="list-style-type: none"> 清川村：人家が多いことから、銃器による捕獲が難しい
	追い上げ	【問題点】 <ul style="list-style-type: none"> 厚木市：出没地域が他の行政区域へまたがるため、目標エリアへの追い上げが困難 伊勢原市：行動域が広範囲であり複数の行政域をまたいでいるため、実施や調整が困難な場合がある。
(2) 被害防除対策	集落環境整備	【問題点】 <ul style="list-style-type: none"> 伊勢原市：高齢化による収穫労力や不在地主による農地管理の限界
	農地への防護柵	【成果】 <ul style="list-style-type: none"> 伊勢原市：設置した農地で被害が減少 【問題点】 <ul style="list-style-type: none"> 伊勢原市：設置が進んでいない箇所では、新たに農業被害が確認され、出没範囲の拡大が懸念される
	広域防護柵	
	追い払い	【成果】 <ul style="list-style-type: none"> 伊勢原市：追い払い隊の追い払いにより、農業被害を防ぐことができた 【問題点】 <ul style="list-style-type: none"> 厚木市：出没地域が他の行政区域を超えるため、追い払い方法の設定に苦慮する 煤ヶ谷群の全頭除去が完了したため、煤ヶ谷群の行動域に鐘ヶ嶽群が一部侵入している 清川村：山間部から追い払い隊員が去るのを様子見されているように感じる 伊勢原市：追い払い効果の低減や追い払い従事者の人手不足、技術不足
	加害個体捕獲	
	その他	【成果】 <ul style="list-style-type: none"> 清川村：地域ぐるみの鳥獣被害対策の継続性と協力者の増加、他地域への啓発 伊勢原市：サル的位置情報を希望者へ教えることで未然に農業被害を防ぐことができた 【問題点】 <ul style="list-style-type: none"> 伊勢原市：オトナメスのサルにテレメトリー用発信器が装着できていないため、効果的な行動域調査等ができない
(3) 生息環境整備	森林整備	【成果】 <ul style="list-style-type: none"> 伊勢原市：森林環境の改善 【問題点】

		・伊勢原市：不在地主の山林の荒廃化
(4) その他		【問題点】 ・行動域が厚木市、清川村及び伊勢原市にまたがるため、相互の連携が必要

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		適正な規模で維持するための個体数調整を実施する ・伊勢原市：南下対策を推進する
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小・維持 【捕獲計画数】 ・9頭 【捕獲方法】 ・はこわな（相互で連携し捕獲を実施）
	追い上げ	・目標エリアまで追い上げ、定着を図る ・厚木市：生息域拡大を防ぐため、積極的な追い上げを実施 目標エリアまでの定着を図り、市内では伊勢原津久井線（県道64号線）から東への行動域拡大を防止する ・伊勢原市：県主体となる追い上げへの人的協力
(3) 被害防除対策	集落環境整備	・厚木市：農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発 ・伊勢原市：未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底
	農地への防護柵	・厚木市：防護柵設置費用の一部補助 ・清川村：電気柵及び防護ネット等の補助及び補助制度の周知 ・伊勢原市：鳥獣被害防止総合対策交付金、市町村事業推進交付金等を活用し、侵入防止柵の設置支援
	広域防護柵	・厚木市：電気柵の維持管理 森の里地区 538m、玉川地区 9,647m
	追い払い	・厚木市：追い払い員4名による巡回 359日 （一定方向に向けた通年の追い払い） 地区追い払い隊（空砲・動物駆逐用火火等による追い払い） 地域住民による追い払いへの支援 人里への生息域拡大について、専門業者へ追い上げ、追い払いの指導を依頼する ・清川村：銃器（発音弾等）や花火による追い払いの実施2名 ・伊勢原市：県の技術指導に基づく、追い払い活動を実施 地元や農家へ追い払い用煙火等の配布、支援 自衛組織の追加設置、継続的支援
	その他	・清川村：民家周辺の果樹の早期収穫、撤去及び廃棄野菜の徹底処理を継続して要請する 関係市と調整を行いながら追い払い方向等を検討していく ・伊勢原市：サル的位置情報を希望者へメール配信 ハイカー等による餌付けの禁止を周知 追い払い隊による行動域調査
(4) 生息環境整備	森林整備	・伊勢原市：市所管課や関係機関、関係団体との連携により生息環境西部を進める
(5) その他		・県及び関係市町村の連携、協力

令和4年度経ヶ岳群管理事業実施計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（令和4年度末）
(1) 目標頭数	・群れの除去	・群れの除去
(2) 目標エリア	・なし	・なし

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・厚木市：荻野地区、小鮎地区
(2) 頭数	・2頭（令和3年度は生息状況調査を実施していないため、令和2年度生息状況調査による頭数から算出）
(3) 農業被害	・厚木市：荻野地区（半原群も含む） スイカ、カボチャ、サツマイモ、ブルーベリー、ネギ、ヤマユリ、 トウモロコシ、ブドウ、モモ、ナシ（自家用作物のみ） 小鮎地区 被害報告なし
(4) 生活・人身被害	・被害報告：12件 行動域が住宅街に近接しているため人身被害の危険性が極めて高い

3 主な課題

「はこわなへの警戒心が強く、捕獲が困難」、「生活被害及び人身被害の防止」

4 前年度実績

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正配置とするための群れの除去 【捕獲頭数】 ・3頭
	追い上げ	
(2) 被害防除対策	集落環境整備	・厚木市：農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、 農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発
	農地への防護柵	・厚木市：防護柵設置費用の一部補助 荻野地区 6件、小鮎地区 4件
	広域防護柵	・厚木市：電気柵の維持管理 荻野地区 7,363m、小鮎地区 7,742m
	追い払い	・厚木市：追い払い員2名による巡回 359 （一定方向に向けた通年の追い払い） 地区追い払い隊（空砲・動物駆逐用火火等による追い払い） 地域住民による追い払い
	その他	
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		・厚木市：ホームページでサル の位置情報を提供

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【問題点】 ・現在群れを構成しているのは、個体数管理のため、複数回に渡り捕獲されてきた個体が残っていると思われる そのため、はこわなへの警戒心が強く、餌付けについても長時間留まることが少なくなっている
	追い上げ	【問題点】

		・生息域がほかの群れの行動域と重なっており、追い上げたとしてもすぐに戻ってきてしまうため、有効な追い上げ先がない
(2) 被害防除対策	集落環境整備	
	農地への防護柵	
	広域防護柵	
	追い払い	【問題点】 ・住宅街と山林部が隣接している地域のため、群れの住宅街への出沒から山林部へ移動する時間が速く、追い払いの十分な効果が望めない ・行動域に住宅地を含むため民家侵入などの生活被害が多発しており、人身被害の危険性が極めて高い ・音を使用した追い払い活動が制限される ・人馴れをしており、追い払ってもすぐに戻ってくる
	その他	【問題点】 ・出沒地域が広域であるため、効果的な対応が難しい
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・人身被害の発生を防ぐため、群れの除去を図る
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正配置とするための群れの除去 【捕獲計画数】 ・全頭 【捕獲方法】 ・はこわな、麻酔銃、囲いわな、銃器、くくりわな、ICTわな
	追い上げ	
(3) 被害防除対策	集落環境整備	・厚木市：農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発
	農地への防護柵	・厚木市：農業者への柵設置にかかる費用の補助
	広域防護柵	・厚木市：電気柵の維持管理 荻野地区 7,363m、小鮎地区 7,742m
	追い払い	・厚木市：追い払い員2名による巡回 359日 （一定方向に向けた通年の追い払い） 地区追い払い隊（空砲・動物駆逐用火火等による追い払い） 地域住民による追い払いへの支援
	その他	
(4) 生息環境整備	森林整備	
(5) その他		・県及び関係市町村の連携、協力

令和4年度日向群管理事業実施計画

1 目標頭数・目標エリア

項目	目標（第4次計画期間）	目標（令和4年度末）
(1) 目標頭数	・群れの頭数を25頭程度で維持	・群れの頭数を25頭程度まで縮小
(2) 目標エリア	・大山北斜面、猪山作業道、薬師林道	・大山北斜面、猪山作業道、薬師林道

2 主な行動域と被害状況

項目	内容
主な行動域	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市：玉川地区 ・伊勢原市：日向、上粕屋、大山、子易地区 ・鐘ヶ嶽群と行動域が一部重複
頭数	・34頭（令和3年度生息状況調査を実施していないため、シミュレーション値）
農業被害	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市玉川地区（鐘ヶ嶽群を含む）カキ（自家用作物のみ） ・伊勢原市：カボチャ、クリ、エダマメ、ナス、スイカ、ミカン、ブロッコリー
生活・人身被害	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市：被害報告3件 伊勢原市との行政境の厚木市側への侵入が多くなってきている ・伊勢原市：屋外の物品等の損傷15件、生活上の脅威1件、飛びかかる等威嚇1件、その他3件

3 主な課題

「生活被害及び農業被害の防止」、「生息域拡大の防止」、「継続的な農業被害や生活被害の発生、人身被害の懸念」、「行動域の南下(大山街道以南、三ノ宮地区への侵入増加)」、「オトナメス、その他加害個体の個体数調整」、「秦野市への侵入を未然に防止するため監視の継続が必要」

4 前年度実績

項目	内容				
群れ管理	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">個体数管理</td> <td> 【目的】 ・適正規模とするための群れの維持・縮小 【捕獲頭数】 ・秦野市：0頭 ・伊勢原市：個体数調整 5頭 発信器装着後放獣1頭 ・厚木市：0頭 【捕獲方法】 ・はこわな </td> </tr> <tr> <td>追い上げ</td> <td>・秦野市、伊勢原市及び県合同で実施</td> </tr> </table>	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの維持・縮小 【捕獲頭数】 ・秦野市：0頭 ・伊勢原市：個体数調整 5頭 発信器装着後放獣1頭 ・厚木市：0頭 【捕獲方法】 ・はこわな	追い上げ	・秦野市、伊勢原市及び県合同で実施
個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの維持・縮小 【捕獲頭数】 ・秦野市：0頭 ・伊勢原市：個体数調整 5頭 発信器装着後放獣1頭 ・厚木市：0頭 【捕獲方法】 ・はこわな				
追い上げ	・秦野市、伊勢原市及び県合同で実施				
被害防除対策	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">集落環境整備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・厚木市：農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発 ・伊勢原市：未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 </td> </tr> <tr> <td>農地への防護柵</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・厚木市：防護柵設置費用の一部補助 玉川地区 9件 ・伊勢原市：鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、5箇所1,280m設置（高部屋地区） 市町村事業推進交付金を活用し、高部屋地区4箇所、 </td> </tr> </table>	集落環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市：農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発 ・伊勢原市：未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 	農地への防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市：防護柵設置費用の一部補助 玉川地区 9件 ・伊勢原市：鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、5箇所1,280m設置（高部屋地区） 市町村事業推進交付金を活用し、高部屋地区4箇所、
集落環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市：農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発 ・伊勢原市：未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 				
農地への防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市：防護柵設置費用の一部補助 玉川地区 9件 ・伊勢原市：鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、5箇所1,280m設置（高部屋地区） 市町村事業推進交付金を活用し、高部屋地区4箇所、 				

		大山地区 1 箇所、計 5 箇所
	追い払い	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市：地区追い払い隊（空砲・動物駆逐用火火等による追い払い） ・秦野市：追い払い員 4 名通年出動計 329 日／年（658 人日） 「秦野・伊勢原ニホンザル広域対策協議会）による監視活動を実施 ・伊勢原市：地元や農家へ追い払い用煙火等の配布支援 自衛組織への受信機、パチンコ等の貸与 追い払い隊による追い払い活動（2 名 1 組で週 4 日勤務）
	広域防護柵	・厚木市：電気柵の維持管理 玉川地区 9,647m
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・秦野市：市ホームページによるサルの位置情報の提供 ・伊勢原市：追い払い隊が確認した群れの位置情報を希望者へメール配信（午前、夕方の 1 回ずつ） ハイカー等による餌付けの禁止を看板により周知 追い払い隊員による行動域調査
生息環境整備	森林整備	・伊勢原市：市所管課や森林所有者による管理

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【成果】 <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲頭数 5 頭（厚木市 0 頭、秦野市 0 頭、伊勢原市 5 頭） 【問題点】 <ul style="list-style-type: none"> ・秦野市：はこわなに対する警戒心が非常に高まっているため、捕獲が困難 ・伊勢原市：はこわなへの警戒心が強く、オトナメスや加害個体の捕獲が進まない
	追い上げ	【問題点】 <ul style="list-style-type: none"> ・厚木市：出没地域が他の行政区域へまたがるため、目標エリアへの追い上げが困難 ・秦野市：県主催の湘南地域ニホンザル追い払い研修会を実施し、秦野市及び伊勢原市の認識の共有や連携を図った ・伊勢原市：行動域が地区をまたいでいるため、実施や調整が困難な場合がある
(2) 被害防除対策	集落環境整備	【問題点】 <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢原市：高齢化による収穫労力、不在地主による農地管理の限界
	農地への防護柵	【成果】 <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢原市：設置した箇所では農業被害が減少 【問題点】 <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢原市：設置が進んでいない箇所では、新たに農業被害が確認され、出没範囲の拡大が懸念される
	追い払い	【成果】 <ul style="list-style-type: none"> ・秦野市：追い払い員の継続的な監視により、秦野市への新入会数が減少した。 ・伊勢原市：追い払いにより、農業被害を防ぐことができた 【問題点】 <ul style="list-style-type: none"> ・厚木市：出没地域が他の行政区域へまたがるため、追い払い方向の設定に苦慮する 住民からの通報により対応するため、迅速な追い払いが困難 ・秦野市：行動域が厚木市までに及ぶため、秦野市から遠方で行動している場合、捕捉に労力を要する ・伊勢原市：追い払い効果の低減や追い払い従事者の人手不足、技術不足

		追い払い先での農業被害が懸念される
	その他	【成果】 ・伊勢原市：サル的位置情報を希望者へ教えることで未然に農業被害を防ぐことができた 【問題点】 ・秦野市：オトナメスの発信器の取り付けが難航しており、また、コドモへの発信器の取り付けについては、装着後も短期間で脱落する事案が発生しているため、テレメトリー調査及び追い払いに支障が出ている。 ・伊勢原市：通学路や生活道路が行動域内となっているため、継続的な生活被害の発生や人身被害が懸念され、市民生活に不安が生じている オトナメスのサルにテレメトリー用発信器が装着できていないため、効果的な行動域調査等ができない
(3) 生息環境整備	森林整備	【成果】 ・伊勢原市：森林環境の改善 【問題点】 ・伊勢原市：不在地主の山林の荒廃化
(4) その他		・厚木市：行動域が他の市町村にまたがるため、県及び関係市町村の連携が必要

6 実施計画

項目	内容
(1) 事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 適正な規模で維持するための個体数調整を実施する 南下対策を推進し、旧大山群及び旧子易群の行動域への侵入を防ぐ 大山街道より南への侵入を防ぎ、行動域を北に押し上げる
(2) 群れ管理	【目的】 ・適正配置とするための群れの維持・縮小 【計画捕獲数】 ・8頭 【捕獲方法】 ・はこわな、ICTわな、銃器
	追い上げ ・伊勢原市：県主体となる追い上げの人的協力 ・厚木市：目標エリアまで追い上げ、定着を図る
(3) 被害防除対策	集落環境整備 ・厚木市：農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発 ・伊勢原市：未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底
	農地への防護柵 ・厚木市：防護柵設置費用の一部補助 ・伊勢原市：鳥獣被害防止総合対策交付金、市町村事業推進交付金等を活用し、侵入防止柵の設置支援
	広域防護柵 ・厚木市：電気柵の維持管理、玉川地区 9,647m
	追い払い ・厚木市：地区追い払い隊（空砲・動物駆逐用火花等による追い払い） 地域住民による追い払いへの支援 ・秦野市：追い払い員4名通年出動計329日（658人日） 「秦野・伊勢原ニホンザル広域対策協議会」による監視活動を実施 伊勢原市と連携した効果的な追い払いを実施する 旧子易群及び旧大山群に侵入するルートでの追い払いを徹底する ドローンを利用した追い払い等新たな追い払い方法を研究、開発する

		<ul style="list-style-type: none"> 伊勢原市：県の技術指導に基づく、追い払い活動を実施 地元や農家へ追い払い用煙火等の配布、支援 自衛組織の追加設置、継続的支援
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 秦野市：市ホームページでサルの位置情報を提供する 広報等を利用しサル対策を周知する GISを活用する センサーカメラ及びドローンにより侵入経路を特定する 伊勢原市：サルの位置情報を希望者へメール配信 ハイカー等による餌付けの禁止を看板により周知 追い払い隊員による行動域調査
(4) 生息環境整備	森林整備	<ul style="list-style-type: none"> 伊勢原市：市所管課や関係機関、関係団体との連携により生息環境整備を進める
(5) その他		<ul style="list-style-type: none"> 県及び関係市町村の連携、協力

令和4年度丹沢湖群管理事業実施計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（令和4年度末）
目標頭数	・30頭程度で維持	・30頭程度で維持
目標エリア	・大杉山方面	・大杉山方面

2 群れの状況

項目	内容
生息域	・山北町：山北地区、共和地区、清水地区、三保地区
頭数	・22頭（令和3年度生息状況調査による）
農業被害	・山北町：0千円（12月末時点）
生活・人身被害	・山北町：0件（12月末時点）

3 主な課題

「山北地区等での農業被害（サルの南下）」

4 前年度実績

項目		内容
群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小・維持 【捕獲頭数】 ・個体数調整 2頭 ・死亡発見 1頭 ・学習放獣 2頭 【捕獲方法】 ・はこわな
	追い上げ（追い払い）	・山北町：山北町市街地への南下防止に向けた追い上げ1回（町職員）
被害防除対策	集落環境整備	・山北町：農家等に対する未収穫農作物、廃棄農作物等の早期収穫や除去等を啓発
	農地への防護柵	・山北町：私設柵設置の資材購入費補助 県西地域鳥獣対策支援チーム事業によりモデル圃場に設置した電気柵の活用（農家への技術指導等） 集落環境調査結果に基づく効果的な防護柵設置等の啓発 ・J A西湘：防護柵資材購入費の助成
	広域防護柵	
	追い払い	・山北町：住民へ煙火配布 町民向け野猿対策講習会（動物駆逐用煙火取扱い）を開催し、参加者のみへの駆逐用煙火の配布 スリングショット等による追い払い実施 スリングショット等の地域への貸し出し実施 町単独事業の追い払い物品（エアガン、スリングショット等）購入費の補助による追い払いの促進
	加害個体捕獲	
	その他	・山北町：観光客等への餌付け禁止の周知 町広報等で被害届の提出を促進し被害実態を把握
生息環境整備	森林整備	

5 成果及び問題点

項目		内容
群れ管理	個体数管理	【成果】 ・山北町：県の地域ぐるみ事業を活用し、県・町・地域住民の連携により捕獲事業を実施

	追い上げ (追い払い)	【成果】 ・山北町：追い上げ実施後は市街地に現れる件数が減少
被害防除対策	集落環境整備	【成果】 ・山北町：被害地域における住民の鳥獣害対策意識が向上
	農地への防護柵	【成果】 ・山北町：私設柵の設置が継続的に伸びている 柵設置農地の被害軽減 モデル圃場に設置した防護柵（電気柵）による被害防除の効果を確認
	広域防護柵	
	追い払い	【成果】 ・山北町：町民向け野猿対策講習会開催により、町民の鳥獣害対策意識が向上 【問題点】 ・山北町：追い払い者の高齢化により人手が不足 ロケット花火の追い払い効果が落ちてきている
	加害個体捕獲	
	その他	【問題点】 ・山北町：サルが頻繁に出没する地域住民の防除意識が希薄となり、被害届による実態が得られない
生息環境整備	森林整備	

6 実施計画

項目		内容
事業の実施方針		・適正規模とするための個体数調整と行動域の南東下防止
群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小・維持 【捕獲計画数】 ・3頭 【捕獲方法】 ・はこわな
	追い上げ (追い払い)	・山北町：市街地への南下防止に向けた追い上げ方法の検討
被害防除対策	集落環境整備	・山北町：農家等に対する未収穫農作物、廃棄農作物等の早期収穫や除去等を啓発
	農地への防護柵	・山北町：私設柵設置の資材購入費補助による柵設置を促進 設置技術の指導と助言の継続 モデル圃場における被害状況の把握と農家への技術指導を継続 ・J A西湘：防護柵資材購入費の助成
	広域防護柵	
	追い払い	・山北町：住民へ煙火配布 町民向け有害獣追い払い用煙火講習会（動物駆逐用煙火取扱い）を開催し、町民の鳥獣害対策意識を向上させる参加者のみへの駆逐用煙火の配布
	加害個体捕獲	・山北町：加害個体を特定し捕獲
	その他	・山北町：観光客への餌付け禁止の周知 被害実態の把握継続
生息環境整備	森林整備	

令和4年度K1群管理事業実施計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（令和4年度末）
(1) 目標頭数	・群れの頭数を60頭程度まで縮小	・群れの頭数を60頭程度まで縮小
(2) 目標エリア	・県境方面	・県境方面

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市：佐野川地区 ・山梨県：上野原市 ・主な生息域は山梨県上野原市 ・K4群と行動域が一部重複
(2) 頭数	・67頭（令和3年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市：（K4群と重複） ビワ、トウモロコシ、スイカ、キュウリ
(4) 生活・人身被害	・相模原市：佐野川地区での出没がある

3 主な課題

「山梨県（上野原市）との管理方針及び捕獲方法の調整」、「個体数増加による群れの分裂の危惧」、「群れの分裂による行動域及び被害拡大の懸念」

4 前年度実績

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正規模とするための群れの縮小・維持 <p>【捕獲頭数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市：個体数調整1頭 学習放獣 3頭 ・上野原市：20頭 <p>【捕獲方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はこわな、囲いわな、麻酔銃、銃器、ICTわな
	追い上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市：委託業者による追い払い2名127日 農業者等（自主防衛組織、JA神奈川つくい職員）による追い払い 猟友会による銃器（野猿弾）を使用した追い上げの強化 専門業者による指導55日
(2) 被害防除対策	集落環境整備	・相模原市：放棄果樹、取り残し農作物等の除去の啓発
	農地への防護柵	・相模原市：防護柵設置費用の一部補助
	広域防護柵	
	追い払い	・相模原市：住民へ追い払い物品を配布
	加害個体捕獲	
	その他	・相模原市：専門業者による農業者等への指導
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	<p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市：急峻な地形の場所に出没が多く、行動域が広い（主な行動域は上野原市内）ため、効率的なわな捕獲が困難

	追い上げ	【問題点】 ・相模原市：追払い用具への馴れが進み、追払ってもすぐ出沒する
(2) 被害防除対策	集落環境整備	【問題点】 ・相模原市：放棄果樹、取り残し農作物等の除去が不十分
	農地への防護柵	【問題点】 ・相模原市：防護柵等の設置が進んでいない地域がある
	広域防護柵	
	追い払い	【問題点】 ・相模原市：動物駆逐用煙火及び銃による追い払い効果の減少
	加害個体捕獲	
	その他	【成果】 ・相模原市：「地域ぐるみの対策」を進める地域組織が活動を継続 【問題点】 ・相模原市：営農者の諦め
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		【問題点】 ・相模原市：隣接都県が実施する銃器捕獲による群れの分裂及び群れの分裂による被害拡大の懸念 ・相模原市：近隣都県との統一的な管理及び捕獲の実施が必要

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・個体数の増加による分裂を防ぐため、群れの縮小を図る
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小・維持 【捕獲計画数】 ・5頭 【捕獲方法】 ・はこわな、囲いわな、麻酔銃、銃器、ICTわな
	追い上げ	・目標エリアまで追い上げ、定着を図る ・相模原市：委託業者、猟友会による銃器を使用した追い上げ専門業者による指導
(3) 被害防除対策	集落環境整備	・相模原市：放棄果樹、取り残し農作物等の除去の啓発 人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発
	農地への防護柵	・相模原市：防護柵設置費用の一部補助 防護柵の設置啓発
	広域防護柵	
	追い払い	・相模原市：自主防衛組織、農業者等（JA神奈川つくい職員）との連携による追い払い 猟友会による銃器（野猿弾）を使用した追い払いの強化 専門業者による指導 住民へ追い払い物品を配布 組織的な追い払い実施の啓発
	その他	・相模原市：地域ぐるみの対策の継続 外部支援の検討 JA神奈川つくい、農業者、地域へ位置情報提供 専門業者による農業者等への指導 正確な被害状況の把握
(4) 生息環境整備	森林整備	
(5) その他		・隣接都縣市との統一的な管理、捕獲の調整 ・県及び関係市町村の連携、協力

令和4年度K4群管理事業実施計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（令和4年度末）
(1) 目標頭数	・群れの頭数を30頭程度まで縮小	・群れの頭数を30頭程度まで縮小
(2) 目標エリア	・和田峠、陣馬山（県境方面）	・和田峠、陣馬山（県境方面）

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・相模原市：緑区佐野川地区、澤井地区 ・主な生息域は、相模原市佐野川地区 ・K1群と行動域が一部重複
(2) 頭数	・63頭（令和3年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	・相模原市：（K4群と重複） ビワ、トウモロコシ、スイカ、キュウリ
(4) 生活・人身被害	・相模原市：澤井地区、佐野川地区での出没が多い

3 主な課題

「行動域及び被害の拡大」、「個体数増加による群れの分裂の危惧」

4 前年度実績

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小・維持 【捕獲頭数】 ・個体数調整 33頭 ・学習放獣 8頭 【捕獲方法】 ・はこわな、囲いわな、麻酔銃、銃器、ICTわな
	追い上げ	・相模原市：委託業者による追い払い 2名 127日 農業者等（自主防衛組織、JA神奈川つくい職員）による追い払い 猟友会による銃器（野猿弾）を使用した追い上げの強化 専門業者による指導 55日
(2) 被害防除対策	集落環境整備	・相模原市：放棄果樹、取残し農作物等の除去の啓発
	農地への防護柵	・相模原市：防護柵設置費用の一部補助
	広域防護柵	
	追い払い	・相模原市：住民へ追い払い物品を配布
	加害個体捕獲	
	その他	・相模原市：専門業者による農業者等への指導
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【問題点】 ・相模原市：急峻な地形の場所に出没が多く、行動域が広い ため、効率的なわな捕獲が困難
	追い上げ	【問題点】 ・相模原市：追い払い用具への馴れが進み、追い払ってもすぐに 出没してしまう
(2) 被害防除	集落環境整備	【問題点】

対策		・相模原市：放棄果樹、取り残し農作物等の除去が不十分 営農者の諦めによる耕作放棄地の増加
	農地への防護柵	【問題点】 ・相模原市：防護柵等の設置が進んでいない地域がある
	広域防護柵	・相模原市：維持管理
	追い払い	【問題点】 ・相模原市：動物駆逐用煙火及び銃による追い払い効果の減少 高齢化等により自主防衛組織の設置困難な地域がある
	加害個体捕獲	
	その他	【成果】 ・相模原市：地域ぐるみの対策を進める地域組織が活動を継続 【問題点】 ・営農者の諦め
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		【問題点】 ・相模原市：K3群除去に伴う行動域の南下 銃田内への出没が増え、人身被害が懸念される 隣接都県との統一的な管理及び捕獲の実施が必要

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・個体数の増加による分裂を防ぐため、群れの縮小を図る
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小・維持 【捕獲計画数】 ・7頭 【捕獲方法】 ・はこわな、囲いわな、麻酔銃、銃器、ICTわな
	追い上げ	・目標エリアまで追い上げ、定着を図る ・相模原市：委託業者、猟友会による銃器（野猿弾）を使用した 追い上げの強化 専門業者による指導
(3) 被害防除対策	集落環境整備	・相模原市：放棄果樹、取り残し農作物等の除去の啓発 人家周辺にある果樹等の早期収穫、除去等の啓発
	農地への防護柵	・相模原市：防護柵設置費用の一部補助 防護柵の設置啓発
	広域防護柵	
	追い払い	・相模原市：自主防衛組織、農業者等（JA神奈川つくい職員）との連携による追い払い 猟友会による銃器（野猿弾）を使用した追い払いの強化 専門業者による指導 住民へ追い払い物品を配布 組織的な追い払い実施の啓発
	その他	・相模原市：地域ぐるみの対策の継続 外部支援の検討 JA神奈川つくい、農業者、地域へ位置情報提供 専門業者による農業者等への指導 正確な被害状況の把握 隣接都県との統一的な管理、捕獲の調整
(4) 生息環境整備	森林整備	
(5) その他		・隣接都県市との統一的な管理、捕獲の調整

令和4年度川井野群管理事業実施計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（令和4年度末）
(1) 目標頭数	・60頭程度に縮小	・60頭程度に縮小
(2) 目標エリア	・県境方面	・県境方面

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市：千木良地区、小原地区、澤井地区、佐野川地区 ・東京都：八王子市 ・主な生息域は東京都八王子市 ・今後、K2群の行動域に定着する可能性あり
(2) 頭数	・109頭（令和3年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	
(4) 生活・人身被害	

3 主な課題

「東京都（八王子市）との管理方針及び捕獲方法の調整」、「個体数の増加による群れの分裂の危険」、「群れの分裂による行動域及び被害拡大の懸念」

4 前年度実績

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小・維持
	追い上げ	・相模原市：委託業者による追い払い 2名 127日 農業者等（自主防衛組織、JA神奈川つくい職員）による追い払い 猟友会による銃器（野猿弾）を使用した追い払いの強化 専門業者による指導 55日
(2) 被害防除 対策	集落環境整備	・相模原市：放棄果樹、取り残し農作物等の除去の啓発
	農地への防護柵	・防護柵設置費用の一部補助
	広域防護柵	
	追い払い	・相模原市：住民へ追い払い物品を配布
	加害個体捕獲	
	その他	・相模原市：専門業者による農業者等への指導
(3) 生息環境	森林整備	

整備	
(4) その他	

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【問題点】 ・相模原市：急峻な地形の場所に出没が多く、行動域が広い（主な行動域が八王子市内）ため、効率的なわな捕獲が困難 頭数が増加している
	追い上げ	【問題点】 ・相模原市：山中に滞在が多いため追い払いが困難 追い払い用具への馴れが進み、追い払ってもすぐに出没してしまう
(2) 被害防除対策	集落環境整備	【問題点】 ・相模原市：放棄果樹、取り残し農作物等の除去が不十分
	農地への防護柵	【問題点】 ・相模原市：防護柵等の設置が進んでいない地域がある
	広域防護柵	
	追い払い	【問題点】 ・相模原市：動物駆逐用煙火及び銃器による追い払い効果の減少 高齢化等により自主防衛組織の設置が困難な地域がある 出没頻度が増している
	加害個体捕獲	
	その他	【問題点】 ・相模原市：営農者の諦め
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		【問題点】 ・相模原市：K2群の除去に伴い行動域が相模原市域内に定着しつつある 隣接都県との統一的な管理及び捕獲の実施が

6 実施計画

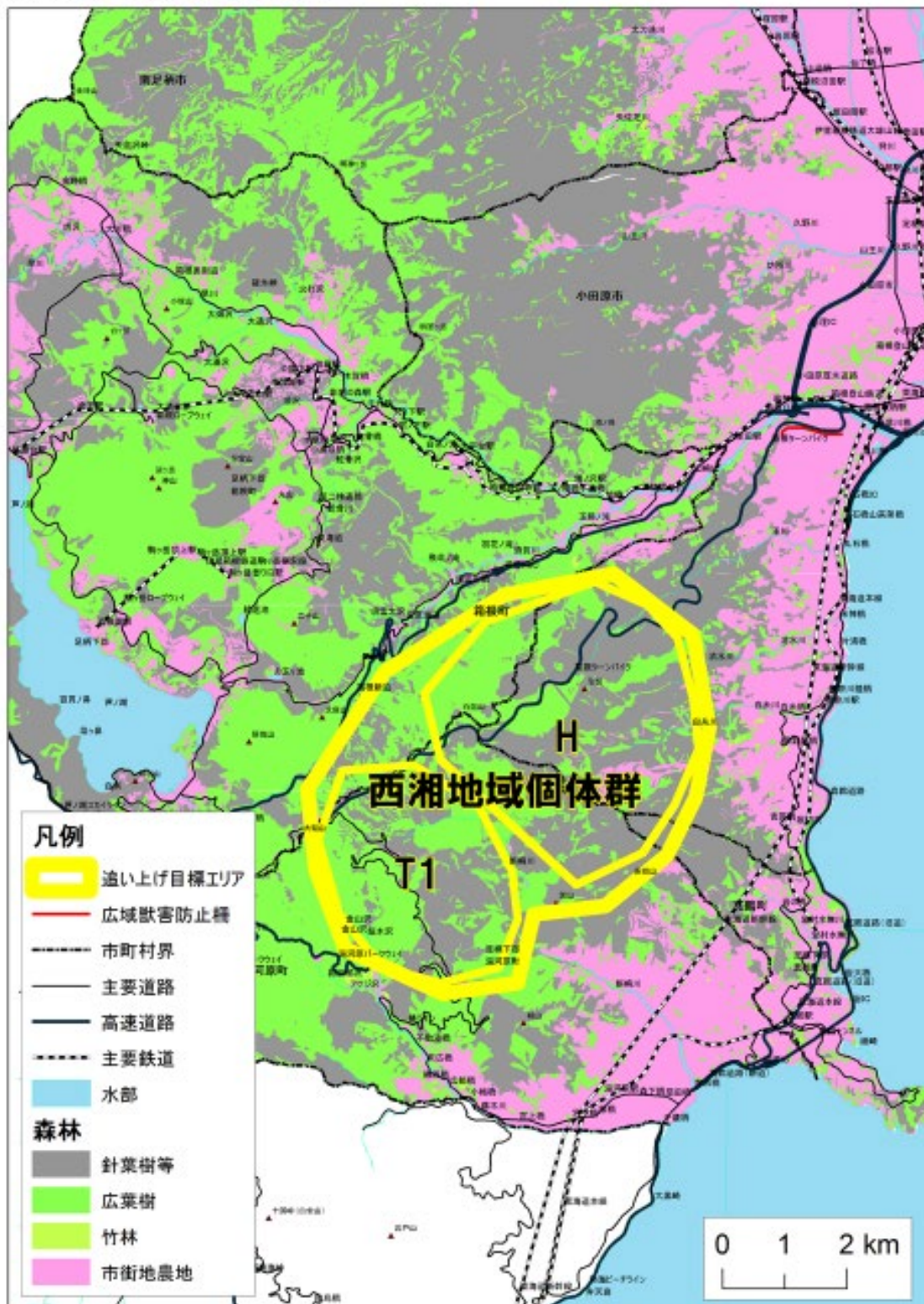
項目		内容
(1) 事業の実施方針		・東京都からの南下を防ぐため、県境方面へ追い上げる
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小・維持 【捕獲計画数】

		<ul style="list-style-type: none"> ・20頭（相模原市内で定着が見られた場合） 【捕獲方法】 <ul style="list-style-type: none"> ・はこわな、囲いわな、麻酔銃、銃器、ICTわな
	追い上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・目標エリアまで追い上げ、定着を図る ・相模原市：専門業者、猟友会による銃器（野猿弾）を使用した追い上げの強化 専門業者による指導
（3）被害防除対策	集落環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市：放棄果樹、取り残し農作物等の除去の啓発 人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発
	農地への防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市：防護柵設置費用の一部補助 防護柵の設置啓発
	広域防護柵	
	追い払い	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市：自主防衛組織、農業者等（JA神奈川つくい職員）による追払い 専門業者による指導 住民へ追い払い物品を配布 組織的な追い払い実施の啓発
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市：JA神奈川つくい、農業者、地域への位置情報提供 専門業者による農業者等への指導 被害発生前の対策の検討 隣接都県との調整
（4）生息環境整備	森林整備	
（5）その他		<ul style="list-style-type: none"> ・隣接都縣市との統一的な管理、捕獲の調整 ・県及び関係市町村の連携、協力

V 参考資料

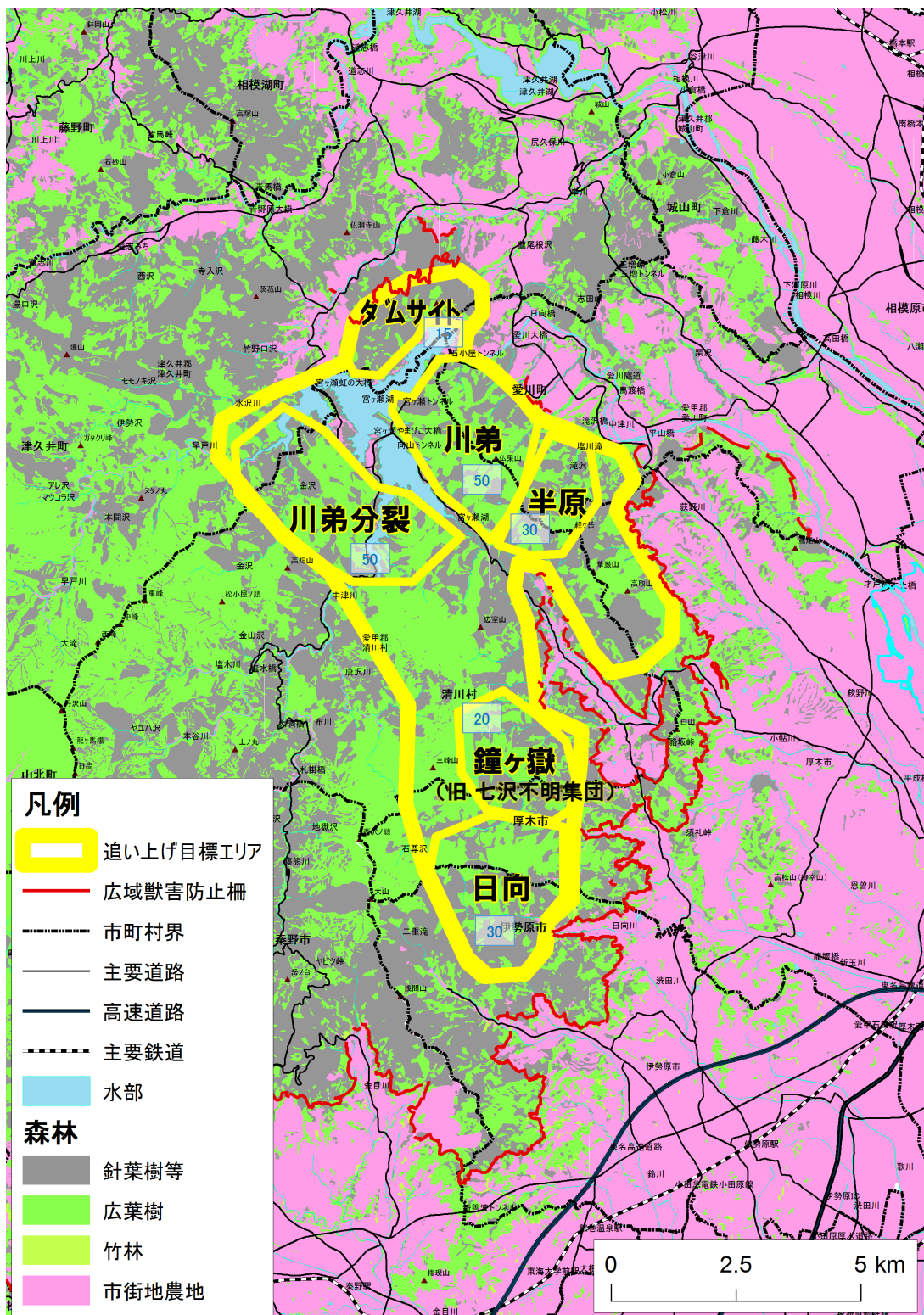
1 第4次計画終了時点での追い上げ目標エリア想定図

西湘地域個体群 追い上げ目標エリア



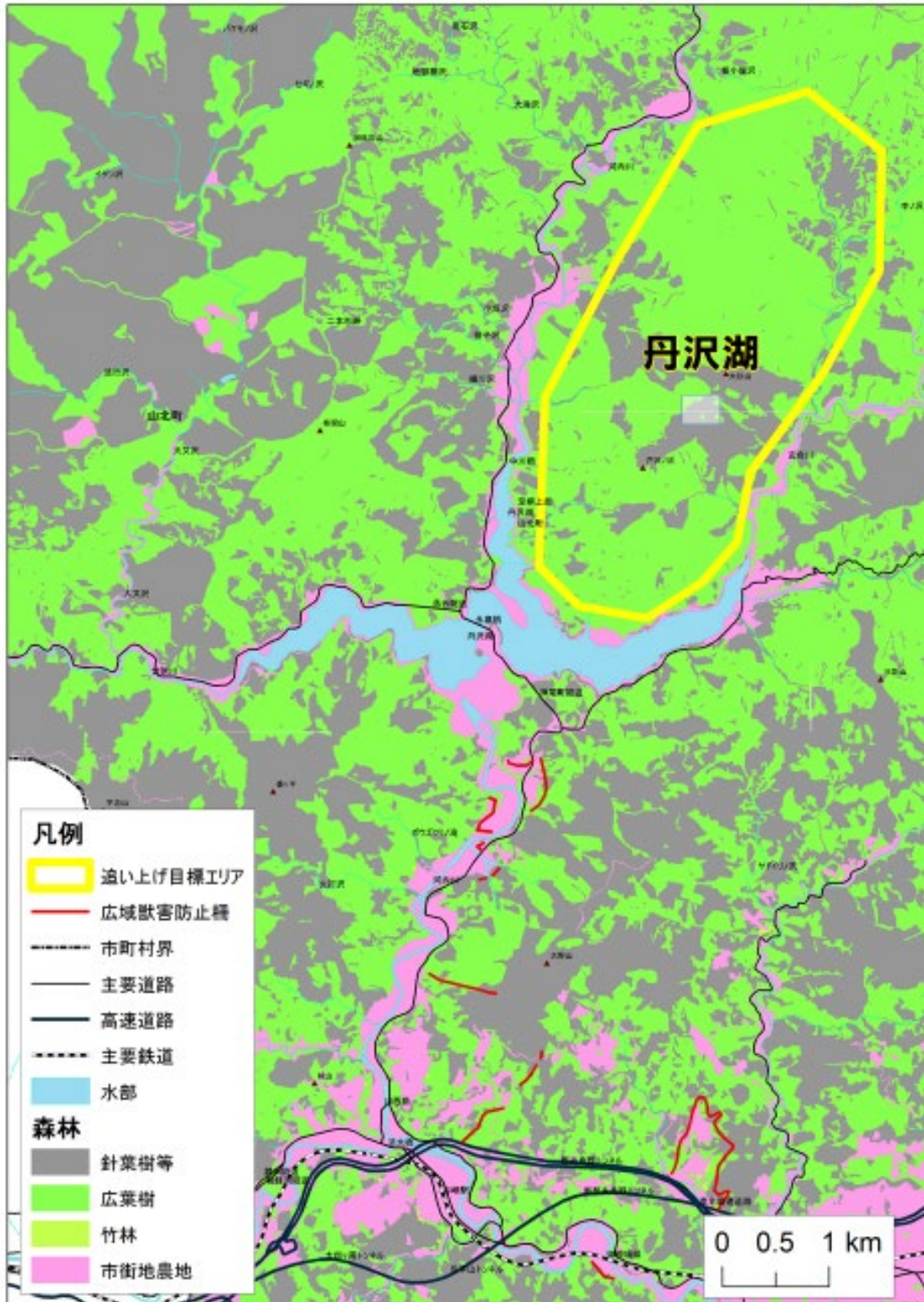
- ※ 本図は、計画終了時点での追い上げ先として想定しているエリアを示したものである。
- ※ 追い上げ方向範囲内の公園等の施設に定着しないように、追い払いを実施する。

丹沢地域個体群 追い上げ目標エリア



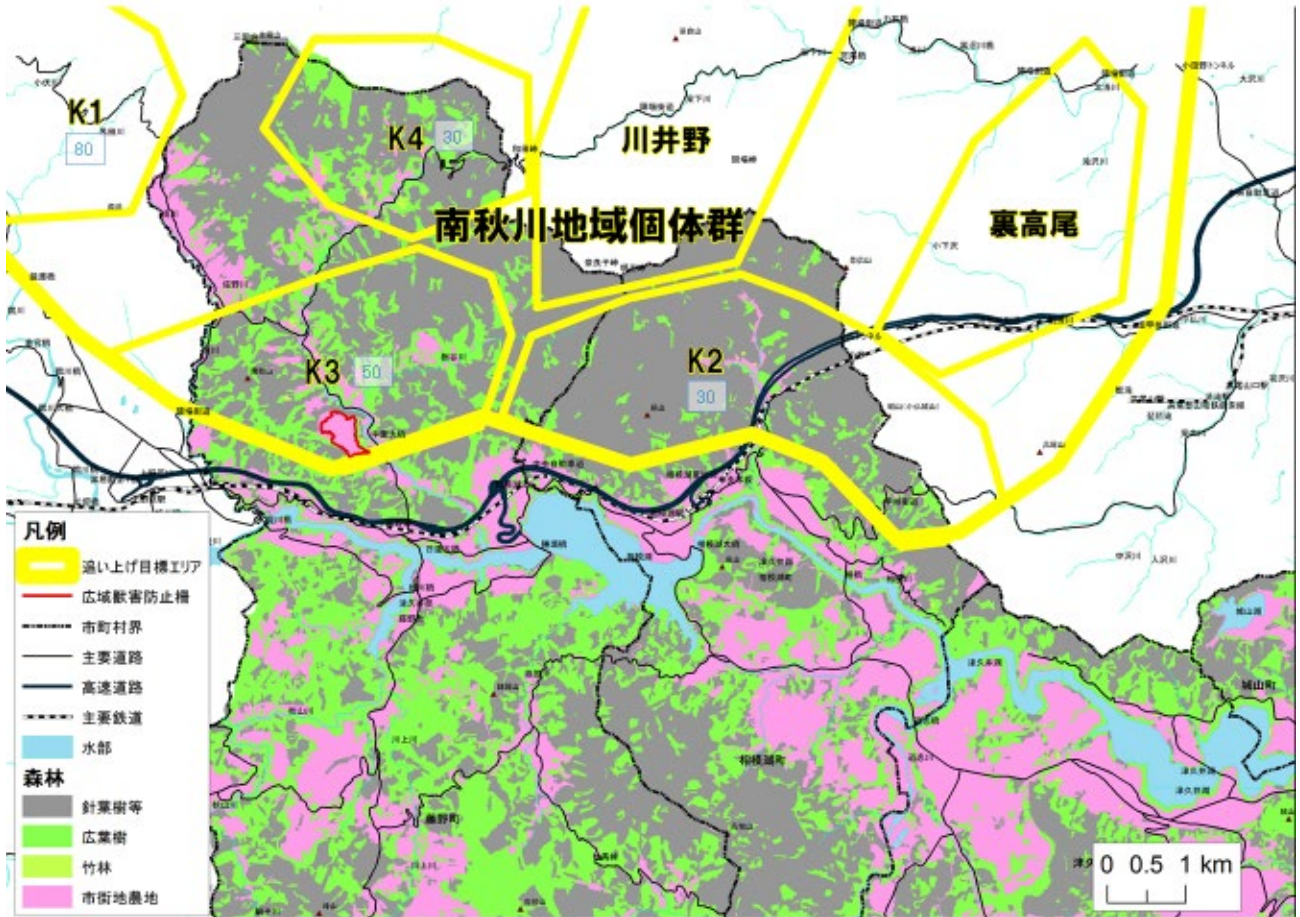
※ 本図は、計画終了時点での追い上げ先として想定しているエリアを示したものである。
 ※ 追い上げ方向範囲内の公園等の施設に定着しないように、追い払いを実施する。

丹沢地域個体群(丹沢湖群) 追い上げ目標エリア



- ※ 本図は、計画終了時点での追い上げ先として想定しているエリアを示したものである。
- ※ 追い上げ方向範囲内の公園等の施設に定着しないように、追い払いを実施する。

南秋川地域個体群 追い上げ目標エリア



- ※ 本図は、計画終了時点での追い上げ先として想定しているエリアを示したものである。
- ※ 追い上げ方向範囲内の公園等の施設に定着しないように、追い払いを実施する。

3 市町村別追い払い実施結果

表 1 市町村別追い払い実施結果

地域 個体 群名	市町村名	群・ 集団名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3 (注1)
西湘	南足柄市	S	5	6	12	4	2	10	0	0	-
	小田原市 (注2)	S、H (注3)	365 (1537h)	365 (3127h)	366 (2350h)	365 (2423h)	365 (1,903,5h)	365 (2,026h)	365 (2,026h)	365 (1,590h)	365 (1,145.5h)
	箱根町	S	189	245	251	244	247	124	10	10	-
	真鶴町	T1、H	70	76	78	42	36	26	13	27	15
	湯河原町	T1、P1	222	231	298	270	256	211	277	215	215
	計		851 (1537h)	923 (3127h)	1,005 (2350h)	925 (2350h)	906 (1,903,5h)	736 (2,026h)	665 (2,026h)	617 (1,590h)	595 (1,145.5h)
丹沢	相模原市	ダムサイト、 ダム付分裂、 川弟分裂	391	747	741	776	668	1,289	623	928	636
	厚木市	鳶尾、経ヶ 岳、煤ヶ 谷、日向、 半原、七 沢、片原、 高森集団、 鐘ヶ嶽	1,632	1,598	1,472	1,127	1,070	1,422	641	769	364
	愛川町	ダムサイ ト、川弟、 川弟分裂、 鳶尾、半原	249	245	252	255	460	1,156	892	1,274	879
	清川村	煤ヶ谷、片 原、川弟、 川弟分裂、 鐘ヶ嶽、川 弟A、川弟 B	118	213	317	308	266	185	154	195	-
	松田町		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山北町	丹沢湖	-	-	-	-	-	2	3	8	1
	秦野市	大山、子 易、日向	468	702	720	389	369	419	262	678	658
	伊勢原市	大山、日 向、鐘ヶ 嶽、子易、 煤ヶ谷、高 森集団	419	450	515	566	410	731	567	503	547
	計		3,277	3,955	4,017	3,421	3,243	5,204	3,142	4,355	3,085
南 秋川	旧相模湖町	K1、K 2、K3、 K4	504	998	1,265	1,443	1,038	2,004	1,070	1,488	1,122
	旧藤野町										
計		504	998	1,265	1,443	1,038	2,004	1,070	1,488	1,122	
合 計		4,632 (1537h)	5,876 (3127h)	6,287 (2350h)	5,789 (2423h)	5,187 (1,903,5h)	7,944 (2,026h)	4,877 (2,026h)	6,460 (1,590h)	4,802 (1,145.5h)	

※ 表中の数値は追い払い委託による巡視日数及び通報等による追い払い実施の出動回数の合計

注1) R3は第3四半期までの速報値

注2) 小田原市鳥獣被害防止対策協議会(旧野猿対策協議会)による追い払い出動時間を()に記載

注3) R3以降はH群のみ

4 年度別捕獲数

(1) 加害個体捕獲

表2 加害個体捕獲数の推移

(単位：頭)

地域個体群名	群れ名	項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
西湘	S	捕獲数	1	3	2						
		放獣数	3	11	4	6					
	H	捕獲数							2	3	
		放獣数									
	P1	捕獲数									
		放獣数									
	T1	捕獲数								3	1
		放獣数									
	ハナレザル	捕獲数								1	
		放獣数									
丹沢	ダムサイト	捕獲数									
		放獣数									
	ダムサイト分裂	捕獲数									1
		放獣数									
	半原	捕獲数									
		放獣数									
	川弟	捕獲数									
		放獣数									
	日向	捕獲数					1		1		
		放獣数									
	片原	捕獲数									
		放獣数									
	鐘ヶ嶽	捕獲数								1	
		放獣数									
	経ヶ岳	捕獲数									
		放獣数									
	丹沢湖	捕獲数								1	
		放獣数									
	子易	捕獲数									
		放獣数									
	高山集団	捕獲数									
		放獣数									
ハナレザル	捕獲数		1	2							
	放獣数										
ハナレザル (計画対象区域外)	K2	捕獲数									
		放獣数									
	K3	捕獲数									
		放獣数									
	K4	捕獲数									
		放獣数									
	ハナレザル	捕獲数							1		
		放獣数									
	不明	捕獲数									
		放獣数									
計	捕獲数	1	4	4	1	0	2	6	6	2	
	放獣数	3	11	4	6	0	0	0	0	0	

(2) 個体数調整

表3 個体数調整捕獲数の推移

(単位：頭)

地域個体群名	群れ名	項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3		
西湘	S	捕獲数					13(2)	1	2	1	-		
		放獣数					6		0	0	-		
		計画数					18	5	4	2	-		
	H	捕獲数	0	4	2	6	6[3](1)	4(4)	4(4)	1(2)	4(1)		
		放獣数			2		3	2	3	0	0		
		計画数	19	16	7	8	15	4	4	2	16		
	P1	捕獲数						(1)		-	-	-	
		放獣数								-	-	-	
		計画数								-	-	-	
	T1	捕獲数		1	2	4	3	1(2)	2	2	2(2)		
		放獣数	2	1	3	9		6	6	8	10		
		計画数	15	20	5	7	8	2	2	2	2		
丹沢	ダムサイト	捕獲数							-	1	0		
		放獣数							-	0	0		
		計画数							-	2	2		
	ダムサイト分裂	捕獲数	3	6	1	2		7	8	6	0(1)		
		放獣数						1	0	1	0		
		計画数	25	19	20	15	20	18	12	6	5		
	川弟B	捕獲数						1	5	0	0		
		計画数	59	59	64	63	20	15	20	3	0		
	川弟B1	捕獲数	-	-	-	-	-	-	-	-	0		
		計画数	-	-	-	-	-	-	-	-	5		
	川弟A	捕獲数							0	2(2)	13		
		計画数							0	0	1		
	経ヶ岳	捕獲数	10	10	22	5		11	14	18	10	36	
		放獣数	47	16	1	1		21(1)	16	12	0	3	
		計画数	17	10	30	5	21	22	14	5	5		
	蔦尾	捕獲数	21	49	20	25		41	18(1)	3	-	-	
		放獣数	20	33		2			1	0	-	-	
		計画数	49	60	55	25	46	17	3	-	-		
	煤ヶ谷	捕獲数	9	8	12	10		17(3)	27	5	1	-	
		放獣数	7	24						0	0	-	
		計画数	22	10	23	10	18	30	3	3	-		
	鐘ヶ嶽	捕獲数				8		[2]	1	3	3(1)	0	
		放獣数				2		1		1	3	0	
		計画数				26			4	3	4	0	
	日向	捕獲数		20	13	15		8	7	16	3(1)	5	
		放獣数		20	10	13			12	4	8	1	
		計画数		20	13	15		16	11	16	5	9	
	高森	捕獲数		1						-	-	-	
		放獣数								-	-	-	
		計画数	5	3	3	3		3		-	-		
	大山	捕獲数		10	11	15		22	12	8	2	-	
		放獣数		10	7	7		1		0	0	-	
		計画数		10	12	15		32	13	4	5	-	
	子易	捕獲数	10	8		3		12[1]		-	-	-	
		放獣数		2						-	-	-	
		計画数	23	16	13	11		10		-	-		
	片原	捕獲数	4	8	3	6		5(1)	3	6	4	0	
		放獣数									1	0	
		計画数	25	31	26	24		16	12	15	9	3	
	半原	捕獲数				5		0	2	1	0	0	
		放獣数						1		1	0	0	
		計画数	20	23	22	36		3	10	12	5	15	
	丹沢湖	捕獲数						(1)	(1)	2	5(3)	2(1)	
		放獣数									2	2	
		計画数							5	9	7	0	
	南秋川	K1	捕獲数	1	2	1		4 [9]	[6]	[11]	[8]	1 [20]	
			放獣数										3
			計画数	30	10	10	10	18	9	10	10	9	
K2		捕獲数	7	20	6	19	14	14(1)	29			7	
		放獣数		5				2	1			0	
		計画数	20	20	30	30	20	20	30	29		6	
K3		捕獲数	8	12	9	14		17 [1]	20(1) [2]	35(1) [1]	40 [1]	-	
		放獣数		7	2	2		1	3	5	4	-	
		計画数	20	20	25	30	25	25	42	33		-	
K4		捕獲数		10	1	3		8	10	6	2	33	
		放獣数		10	1	2		1	1	10		8	
		計画数	10	10	20	20	10	20	16	15		33	
川井野(旧恩方)	捕獲数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	放獣数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	計画数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
計	捕獲数	73	169	103	140	194(9)	[10] [6]	143(11) [8]	145(5) [12]	72(9) [9]	70(5) [20]		
	放獣数	76	128	26	38	16		27	34	27	25		
	計画数	359	357	378	434	330	256	237	157	146			

注) H29以降の()は交通事故死および自然死、[]は平成28年度許可による捕獲数、【 】は上野原市の捕獲数ですべて外数。



神奈川県

環境農政局緑政部自然環境保全課

横浜市中区日本大通 1 丁目 231-8588 電話 045 (210) 1111 (代表)